

6. 本町の将来像

6-1 都市づくりの基本理念

都市づくりの基本理念は、町政の一貫性を保ち魅力ある都市づくりを引き続き推進していくため、町の最上位計画となる「第1次肝付町総合振興計画」（平成18年10月・平成24年4月改訂）が基本理念として掲げる以下の内容を踏襲するものとします。

「人と地域の個性が輝く、創造と協働のまちづくり」

6-2 都市づくりの目標像

都市づくりの基本理念を踏まえて、本町の今後の都市づくりの目標像を定めます。

「第1次肝付町総合振興計画」の中では、「健やかで安心して生活できる『安心のまち』」、「第一次産業を中心とした産業が発展する『食のまち』」、「自然資源と歴史文化資源の融合による『交流のまち』」という3つの将来像が示されていますが、本計画では都市づくりの視点から町が抱える課題を踏まえて、以下の4つの目標像を定めます。

①安心して快適に住み続けられるまち

住民アンケートの中では多くの方が現在のまちを「住みよい」と評価しています。しかし、災害に対する安全性や買い物などの利便性などに関する不満も明らかとなっており、実際には人口の減少が続いています。内外の人が「住みたい」「住み続けたい」と思えるような、豊かな自然環境と調和した安心して快適に住み続けられる環境づくりを目指します。

②多核連携により交流・交易を生み出すまち

平成17年に高山町と内之浦町が合併し、市街地や農山漁村、豊かな歴史や優れた自然景観など多面的な魅力を持った肝付町が誕生しました。また、生活圈や産業、交流の範囲が拡大する中で鹿屋市をはじめとした周辺市町村との関係も深まっています。地域がそれぞれに魅力を発信し、町内の連携、さらには周辺市町村との連携を進め、雇用や交流人口等の活力を生み出すような地域づくりを目指します。

③恵まれた自然環境を保全・継承するまち

肝付町を取り囲む山や海は本町の特徴であり貴重な資源です。このような自然環境を守り、育てていくことは、地域の個性を磨くことにつながります。恵まれた自然環境を保全し、「肝付町らしさ」を次世代に継承できる都市づくりを目指します。

④人が育ち育てるまち

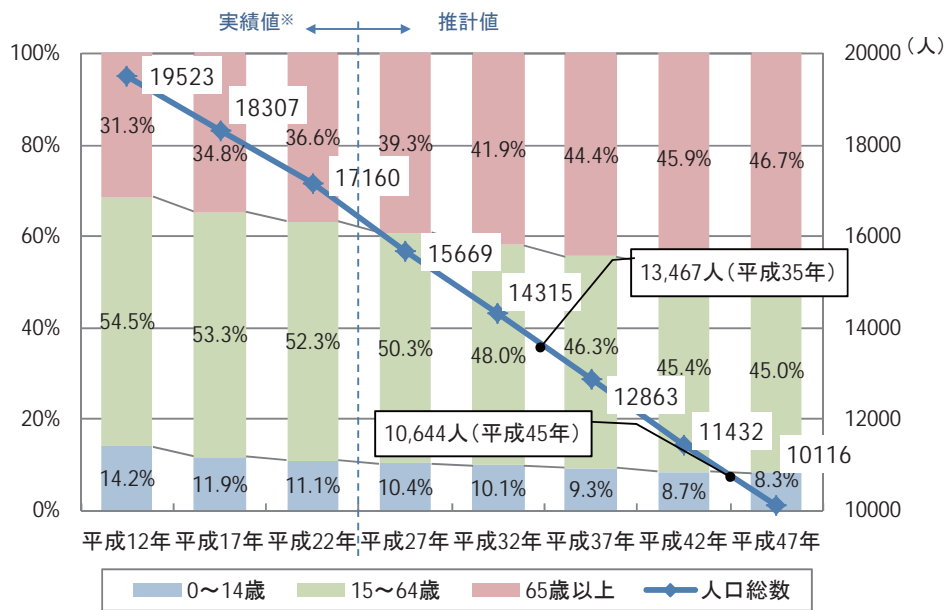
住民が誇りに思えるまち、住み続けたいと思えるまちを実現するためには、実際にまちに暮らす住民の声が不可欠です。また、そのようなプロセスに住民が積極的に関わることによって充実感や愛着を感じるにつながっていきます。創造と協働のプロセスを通じて、人と地域がともに成長できるような都市づくりを目指します。

6-3 将来推計人口

本町の将来人口は、「第1次肝付町総合振興計画改訂版」(平成24年4月)の中で、平成27年度が15,669人、平成32年度が14,315人と推計されています。

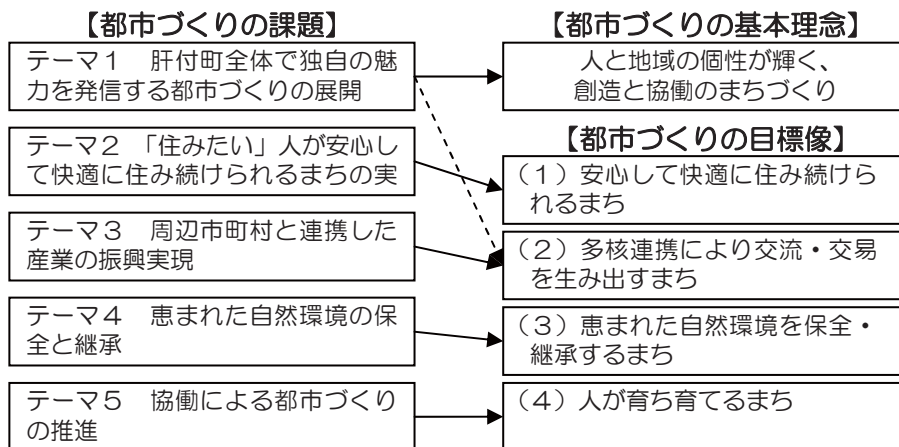
本計画では、平成32年度までの将来人口は、「第1次肝付町総合振興計画改訂版」で示された数値とし、平成37年以降の将来人口と平成27年度以降の年齢3区分別人口は最新の統計データを元に別途推計した数値を用いることとします。

平成45年度の将来推計人口は、10,644人とします。



<参考> 都市づくりの課題 と 都市づくりの目標像 の関係

現況等を整理する中で本町の都市づくりの課題を以下の5つにまとめましたが、「テーマ1 肝付町全体で独自の魅力を発信する都市づくりの展開」は、「個性が輝く」「創造」のまちづくりという「都市づくりの基本理念」と特に類似する内容であるため、テーマ2からテーマ5までの4つに対応する4つの目標像に整理しました。



7. 将来都市構造

本町は、北部に笠野原台地や肝属平野、中央部に国見山系と広大な森林、東部から南部にかけて志布志湾や内之浦湾を含む太平洋の海岸線という、「大地」「森」「海」に例えられる特徴的な地勢となっています。

「大地」「森」「海」それぞれの特徴を活かしながら町全体がバランスの取れた均衡ある発展を実現できるよう、この3つのゾーンの他に拠点、軸を設定し、計画的な都市づくりを進めていきます。

(1) 3つのゾーン

①「大地」ゾーン

◇ 国道 220 号、主要県道、広域農道等の道路網が張り巡らされた広域交通の要衝であり、農畜産業、商工業、医療機関、教育施設等の集積が見られる本町の玄関口かつ中心的な地域です。近年は、定住化推進事業など新たな取り組みも行われていることから、交通基盤の整備や農業等の産業基盤の整備、歴史資源を活かした交流の推進など都市的な活力で町を牽引するようなまちづくりを進めます。

②「森」ゾーン

◇ 国見岳、黒尊岳、甫与志岳等を有し、農林業や登山ツアーなどを通じて自然との共生を実践している地域です。近年は自然エネルギーを活かした風力発電の立地なども進められていることから、農林業等の地場産業、豊かな自然や貴重な動植物を活かした交流事業、新エネルギー等の環境関連産業などを多面的な展開し、環境共生型の振興を進めます。

③「海」ゾーン

◇ 北部の志布志湾から東部の内之浦湾、南部の太平洋岸に至る海洋資源豊かな地域です。近年、国見トンネルの開通により交通利便性が高まっていることから、地域内に点在する歴史・文化資源や「海」を活用した観光、海洋性レクリエーション等による振興を進めます。

(2) 拠点

本町の個性や魅力を象徴する行政、産業、居住、歴史・文化などの各種の機能が集積した地区を「拠点」と位置づけ、これらを中心として効率的な社会資本整備を進めます。

①広域拠点【高山地区、内之浦地区、岸良地区】

◇ 学校やその他の公共公益施設、店舗などが集積する町民の生活の中心となる地区を広域拠点と位置づけて、各地区の特徴にあわせた利便性の向上、交通環境の改善、交流の拠点にふさわしい景観の形成などを進めます。

◇ 高山地区は、人口の過半が集中する町の中心であり、二階堂家住宅や四十九所神社の流鏝馬、塚崎古墳群などの歴史・文化資源も多く、また交通の要衝として町外からの来訪者を迎える町の玄関口となっている多様な顔を持った地区です。今後は、町の中心として商業・業務、医療・福祉、その他サービスなど生活に欠かせない機能の一層の集積を図るほか、交通結節点機能の強化等を積極的に進め、既存施設の利便性の向上や交流の振興を図ります。また、やぶさめの里総合公園等の拠点的施設や城山の緑、肝属川や高山川の水辺などを活かして市街地の環境向上や来訪者を惹きつける魅力的な景観の形成を進めます。

- ◇ 内之浦地区は、旧内之浦町の中心として総合支所や町立病院、銀河アリーナなどの公共施設を擁し、国道 448 号沿道には各種の店舗が並んでいるほか、コスモピア、叶岳ふれあいの森などの観光施設や美しい海岸風景、田園風景等を誇る地区です。今後は、現在の生活環境の維持・保全を基本に交通環境の改善等を進め、既存施設の利便性の向上や交流の振興を図ります。また、内之浦湾に面して高密な市街地を形成している地区特性を踏まえた津波等の防災対策もあわせて検討します。
- ◇ 岸良地区は、国道 448 号と県道岸良高山線の合流部に位置する比較的規模の大きな集落で、出張所や駐在所、店舗等の生活利便施設を擁するほか、湯の谷温泉、白い砂浜や砂丘が広がる美しい岸良海岸、田園風景等を誇る地区です。今後は、内之浦地区と同様に現在の生活環境の維持・保全を基本に交通環境の改善等を進めて、既存施設の利便性の向上や交流の振興を図ります。

②地域拠点【川上地区、有明地区、船間地区、大浦地区】

- ◇ 地区公民館などコミュニティの中心的な施設を擁し、地域住民の日常生活の中心となる地区を地域拠点と位置づけ、住環境の向上や農林水産業の活性化に資する施設整備など、地区の環境改善を進めます。
- ◇ 学校跡地や利活用が可能な空き地・空き家等が存在する地区では、これらの地域資源の有効活用による地区の利便性向上や活性化なども検討します。

③交流・レクリエーション拠点【大隅公園、上床公園、二股川キャンプ場、辺塚海岸、稲尾岳】

- ◇ 町内の主要なレクリエーション施設等を交流・レクリエーション拠点と位置づけ、交通アクセスの向上や自然と調和したもてなしの空間づくり、拠点の特徴にあわせた景観の演出など、周辺地区の活性化に向けた拠点性の向上を図ります。

(3) 軸

拠点を結び住民の日常生活に必要な道路を「軸」と位置づけ、これらを中心とした町内、町外との連携の向上を図ります。また、海岸線や尾根道など観光客を魅了する重要な箇所一帯も同様に「軸」と位置づけ、重点的に整備・保全を図ります。

① 域連携軸【主要地方道鹿屋高山串良線、国道 448 号、県道後田富山線】

- ◇ 本町と周辺市町とをつなぐ主要な道路を広域連携軸と位置づけて、町民の日常の利便性の向上や周辺との交流・物流機能の強化、災害時の緊急輸送等の確保などのため、未改良区間の整備や沿道の防災施設の整備を進めます。

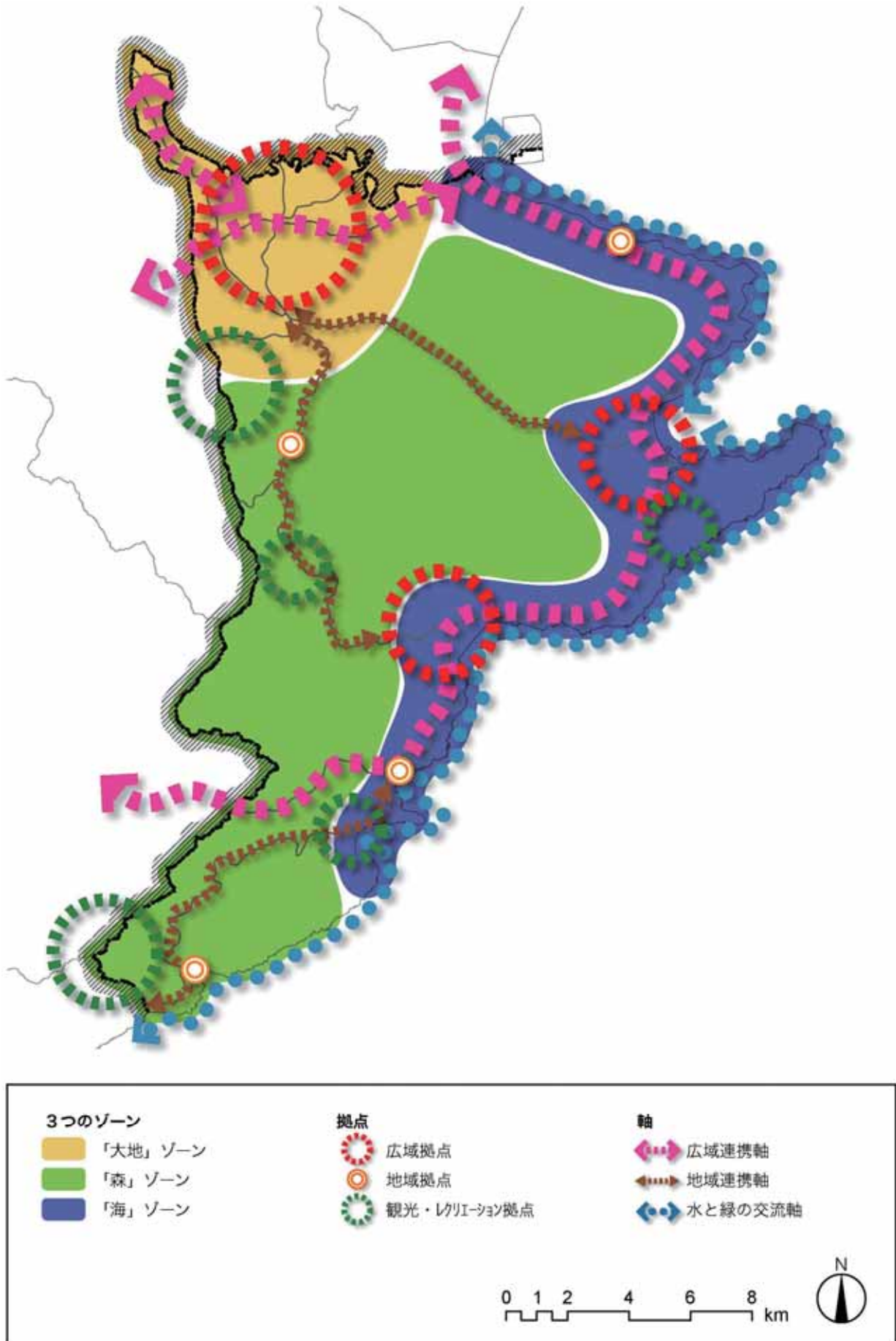
②地域連携軸【県道神之川内之浦線、県道岸良高山線、主要地方道内之浦佐多線】

- ◇ 地域間や主要施設間を結ぶ道路を地域連携軸と位置づけて、本町の一体性の向上や町民の日常の利便性の向上、災害時の緊急輸送等の確保などを図ります。

③水と緑の交流軸

- ◇ 本町の東部から南部にかけて延びる海岸線を水と緑の交流軸と位置づけて、眺望に優れた道路整備の推進（国道 448 号、主要地方道内之浦佐多線の区間を含む）、沿岸の集落や後背地の緑と一体となった魅力ある空間・アクティビティの創出など「海」を活用した観光や海洋性レクリエーションの振興を図ります。

【将来都市構造図】



8. 全体構想

8-1 土地利用の方針

(1) 現状と課題

- ◇ 本町の貴重な資源である豊かな森林や美しい海岸線を守り続けていくため、自然的土地利用の保全とコンパクトな市街地の維持が必要です。
- ◇ 若年世帯の定住を推進するため、田畑や山林と宅地が調和した優れた住環境の保全と魅力的な働く場を創出することが課題となっています。
- ◇ 町民生活の利便性の維持・向上のため、公共施設や地元商店等が集積した地区の維持や活性化が課題となっています。
- ◇ 市街地としての一体性の確保とバランスの取れた発展のため、幹線道路沿道等に進出する商業地、工業地の適切な誘導が必要です。

(2) 基本的な考え方

「大地」「森」「海」のゾーンを土地利用上の特性から以下の5つに区分して、その地域特性を踏まえた環境の維持・改善・整備の方針を示します。

①市街地地域

- ◇ 交通の要衝にあたり「大地」の中でも特に施設等の集積が見られる地域では、用途の混在に配慮しながら町民生活を支える都市機能の集積を計画的に図ります。また、商業機能の誘導による中心市街地の再生、工場等の就労の場や住宅機能等の確保による定住の推進、歴史資源や緑地の保全、街並みの誘導など市街地の都市的魅力の向上を図ります。

②田園集落地域

- ◇ 市街地の周辺や「海」沿いに点在する主要な集落など田園風景が広がる地域では、現在見られる一定の都市機能の維持や、優良農地や優れた生活環境の一体的な保全を図ります。また住宅との共存に配慮した農業・漁業・工業等の就労の場の確保や安全な歩行者空間の確保など定住の推進に努めます。

③山間集落地域

- ◇ 「大地」に接する「森」の山裾に集落が形成されている地域では、田畑や畜産の振興、居住地と山林が調和した環境の保全を図ります。また、里山の環境を活かした観光の振興など新たな魅力づくりを検討します。

④自然地域

- ◇ 「森」「海」の豊かな自然に囲まれた地域では、広大な森林や長い海岸線の保全、土砂崩れなどから道路交通網等の社会インフラを守る自然災害対策など豊かな自然環境の保全と管理に努めます。また、自然を活かした観光、スポーツ・レクリエーションの振興や自然エネルギー等を活かした産業関連施設の整備など新たな魅力づくりを検討します。

⑤その他の地域

- ◇ 志布志湾の海上に埋め立てによってできた志布志国家石油備蓄基地については、関係各所と適切な役割分担、情報交換を行いながら、資源の安定供給と安全の確保に取り組みます。

(3) 主要な制度の活用方針

都市計画区域を中心に現在の課題に対応した土地利用の規制・誘導の方針を示します。ただし、農地法や森林法に基づく制度の活用方針は全町共通のものとしします。

①都市計画区域

- ◇ 国道 220 号や県道後田富山線の沿道の白地地域とその周辺に商業施設等の立地が進んでいることから、「大地」ゾーンの一体性の確保や町外の隣接地区と一体となった計画的な市街地の形成のため、当該地域を含めた都市計画区域の拡大について検討します。

② 地域地区

都市機能が集積し、町内で最も高密な市街地を形成している「市街地地域」を対象に、従前の指定内容を踏襲した用途地域による土地利用の規制・誘導を行います。また、主要な幹線道路の沿道については、市街化の状況を見守りながら必要に応じて特定用途制限地域などの指定を検討します。

<商業系土地利用>

- ◇ 市街地中央部の旧中央通りや高山駅跡に向かう町道下西方池之園線の沿道など従来からの中心市街地では、消費者需要に応じたサービス機能の配置を誘導するとともに、来町者のニーズに応える店舗等の配置や魅力ある街並みの形成を進め、地元商業地の再生を図ります。
- ◇ 国道 220 号と主要地方道鹿屋吾平佐多線が交わる笠野交差点周辺は、交通の要衝として大規模店舗の集積が進んでいることから、沿道型商業地と位置づけて計画的な商業地の形成を誘導します。

<住居系土地利用>

- ◇ 低層の住宅と生け垣等の緑がゆとりを持って配置された良好な住宅環境の維持・向上を図ります。特に、四十九所神社など歴史資源の周辺や田畑や田園集落地域と接する箇所では、建築協定などを活用した優れた景観の創出・保全について検討します。
- ◇ 道路基盤が脆弱な市街地北側の住宅地域については、狭あい道路の解消等による生活環境整備などによる快適な市街地の形成を検討します。
- ◇ 市街地地域近傍の既存集落については、必要な基盤の整備など環境の悪化を予防する取り組みを進めます。

<工業系土地利用>

- ◇ 準工業地域に指定される市街地北部（福留町）や市街地南部（西方）には、食肉処理施設をはじめとする各種工場が立地しており、今後とも本区域の工業を支える地区として機能の維持・向上を図ります。
- ◇ 新たに工業施設が立地する箇所では、敷地内の緑化など周辺の住宅地の居住環境との調和に配慮した土地利用を誘導します。

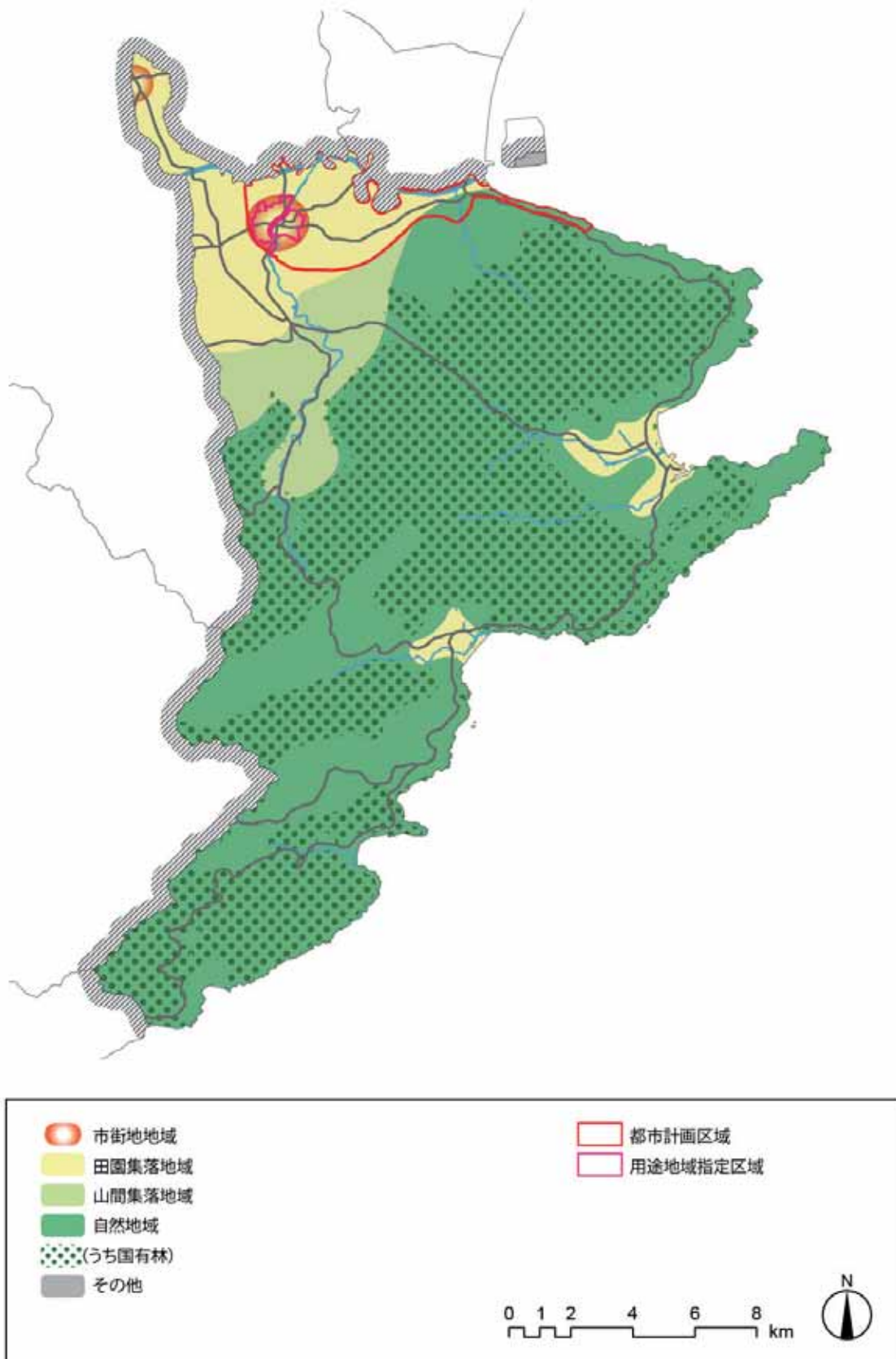
<その他>

- ◇ 臨港地区が指定される波見港（硯石地区）の周辺では、漁港関連施設機能の維持管理に努めます。

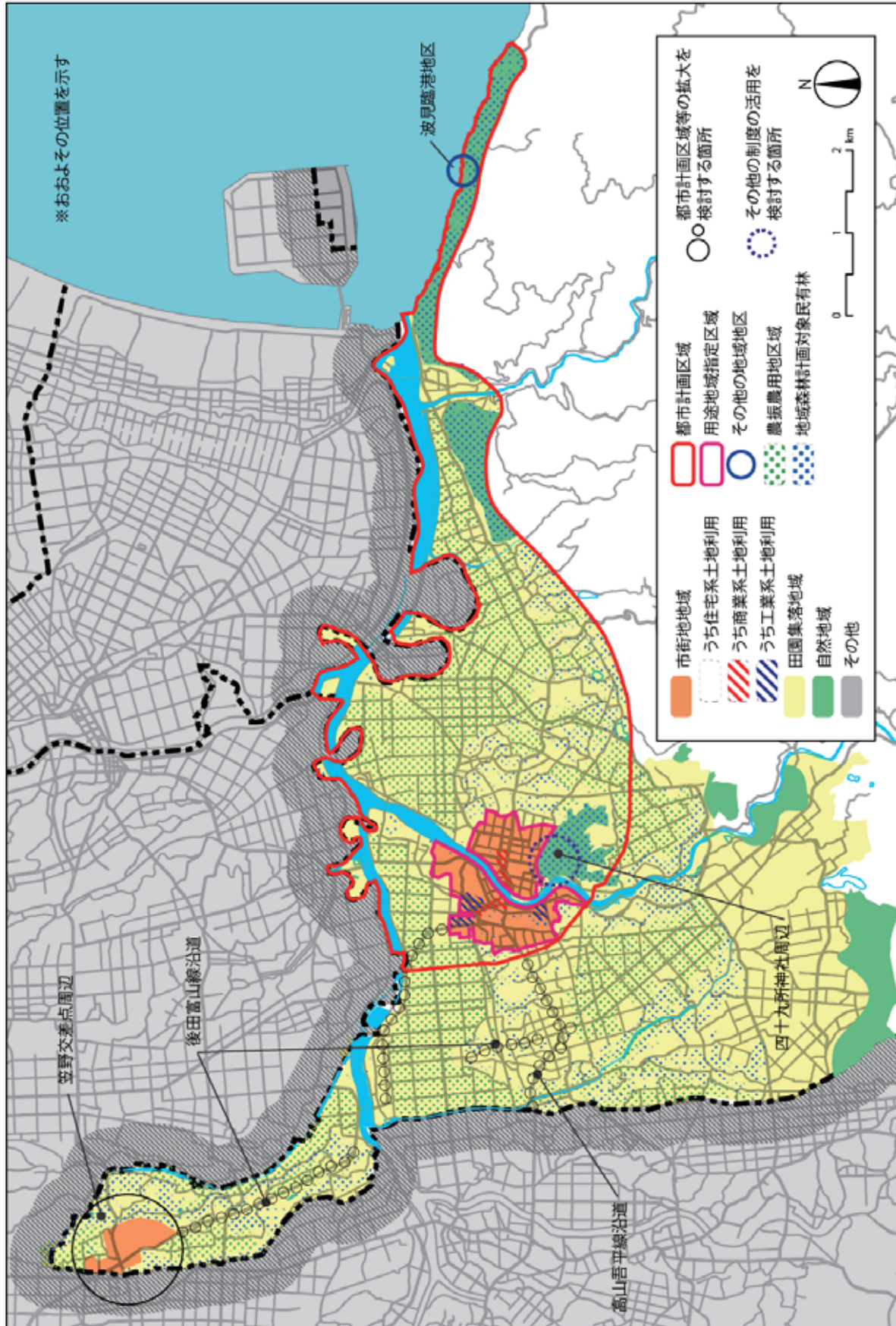
③都市計画以外の制度

- ◇ 農業振興計画や地域森林計画など関連する分野の計画・制度に基づき、優良農地の保全や豊かな森林の維持管理に努めるとともに、農林業の継続的な発展に必要な基盤整備を進めます。

【土地利用方針図】



【土地利用方針図（拡大図）】



8-2 道路・交通施設整備の方針

(1) 現状と課題

- ◇ 東九州自動車道等の高規格道路網へのアクセスが大隅地域全体の課題となっているほか、町内の骨格的な道路の一部に未改良区間が残されているなど広域の交通環境の改善が課題となっています。
- ◇ 市街地や集落内では、幅員が狭く歩行者の安全に問題がある箇所や路面状況の改善が求められる箇所が見られることから、これら生活道路の改良・整備が課題となっています。
- ◇ 町民は日常の足を自家用車に頼らざるを得ない状況となっており、高齢者の通院など日常の様々な場面で利用しやすい公共交通ネットワークの再構築が必要です。
- ◇ 高度経済成長期に計画された都市計画道路の一部が長期未着手となっており、市街地の現状や将来の交通需要予測等を踏まえて今後の整備方針を再考する必要があります。

(2) 基本的な考え方

①利便性の高い広域交通網の整備

- ◇ 産業の活性化や交流の推進を図るため、東九州自動車道や大隅縦貫道の早期整備を要望します。また、町内の主要道路とこれらの路線との良好なアクセスを確保し、広域交通の利便性の向上を図ります。
- ◇ 旧高山町と旧内之浦町を結ぶ国・県道など骨格的な路線の整備を推進し、利便性の高い一体的な道路ネットワークの構築を図ります。

②安全で快適な生活道路等の整備

- ◇ バリアフリーの推進、道路舗装の充実、交通安全対策の推進など町道、農道、集落道等の既存ストックの改良整備を進め、歩行者や自転車も含めた町民の安全性、利便性の向上を図ります。
- ◇ 観光資源・施設のネットワーク化、案内サインの整備、沿道と一体となった景観整備など来訪者にもやさしい魅力的な道路空間の創出を目指します。

③公共交通機関の充実

- ◇ 高齢化の進展と共に今後ますますバス交通の必要性が高まってくることから、現状のバス路線網の維持に努めます。また、より利便性の高いバス交通を目指して、地域内循環バスやデマンドバスなど新たな事業の導入についても検討します。
- ◇ 地元商業や交流の活性化を後押しするため、中心市街地や各集落の中心部、観光資源の周辺などの場所に利用しやすく景観的にも配慮された駐車場・駐車スペースの整備を検討します。

④長期未着手路線の見直し

- ◇ 人口減少や高齢化が進む中で交通需要は今後減少することが予想されることから、住宅の移転など居住者に負担を強いる新たな道路の整備は必要最小限にとどめることとし、長期未着手の都市計画道路は廃止も含め見直しの検討を行います。

・見直し対象路線一覧

路線名	見直し理由	方針
①3・6・6 屋治通線	20年以上未着手の区間があるため。	存続
②3・6・7 前田通線	20年以上未着手の区間があるため。	一部廃止
③3・4・9 宮前通線	20年以上未着手の区間があるため。	一部廃止
④3・6・10 十文字馬場線	20年以上未着手であるため。	廃止

(3) 主要施設の整備方針

①主要幹線道路

- ◇ 県により第二次緊急輸送道路に指定され本町の骨格となる主要地方道鹿屋高山串良線など、周辺市街地や町内の主要地区を連絡する道路を主要幹線道路と位置づけ、未改良区間の整備や街路樹の整備・管理の推進等によるまちの顔となる沿道景観の形成、安全で円滑な道路環境の維持管理などを重点的に進めます。
- ◇ 未改良区間が存在する国道 448 号、主要地方道鹿屋高山串良線、県道高山吾平線、県道岸良高山線の各路線のうち、特に広域連携軸、地域連携軸に該当する路線は、概ね 10 年以内の着手を目標にできるだけ早期の整備実現を目指します。

②都市幹線道路

- ◇ 主要幹線道路を補完し、町内の各地区相互の連絡を円滑に処理する道路を都市幹線道路と位置づけ、未改良区間の整備をはじめとした円滑な交通環境の確保や災害時の安全性の確保などに取り組みます。
- ◇ 県道神之川内之浦線の国見トンネルが開通したことで、高山地区と内之浦地区の連携が向上したものの、未改良区間が存在する県道永吉高山線などは、主要幹線道路に続く早期の整備実現を目指します。

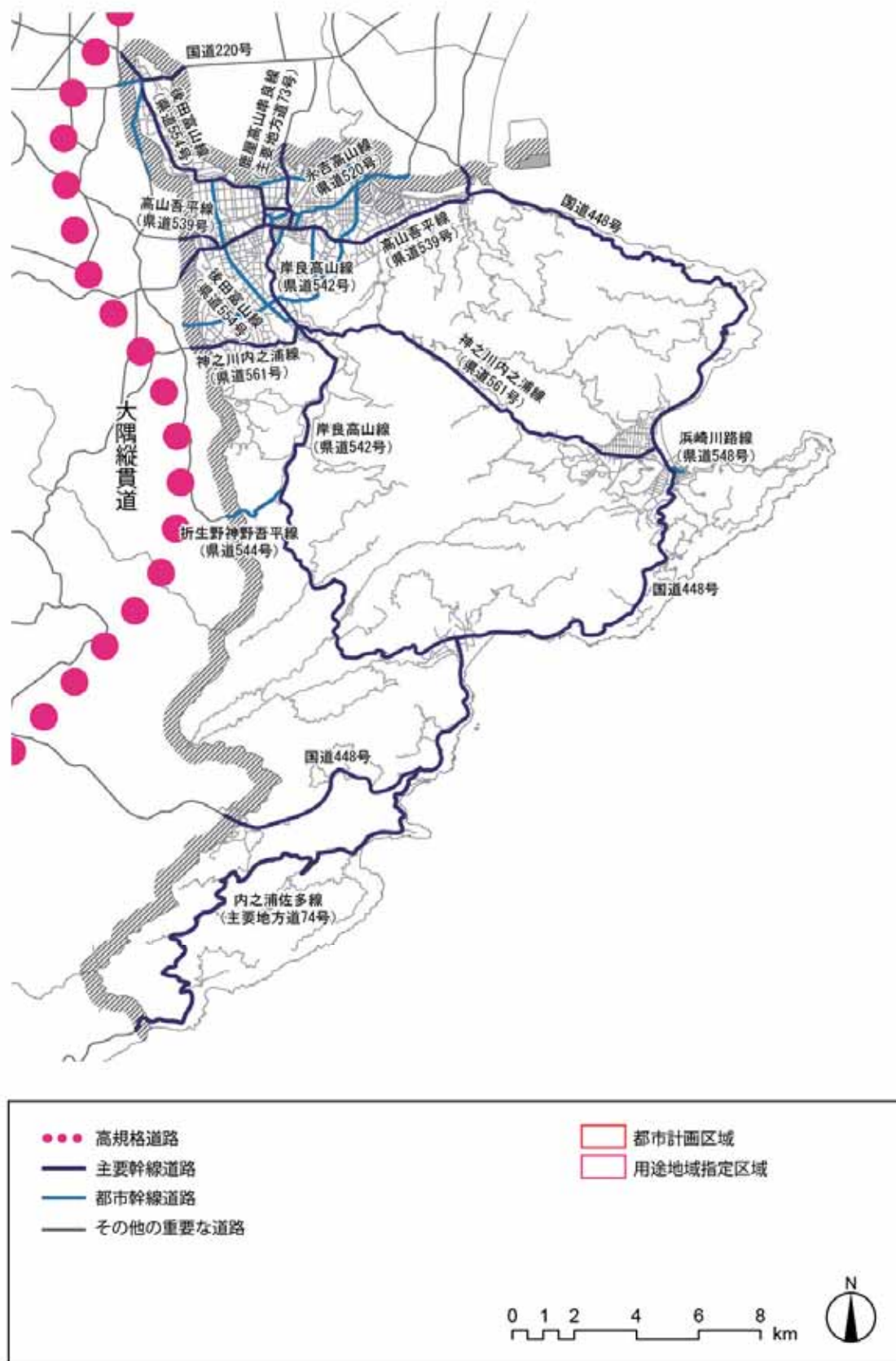
③その他の重要な道路

- ◇ 主要な公共施設や観光施設等に連絡する道路は、一時的な交通の集中に対応する必要があり、また景観上重要な役割を担うことから、生活道路の中で特に優先して整備に取り組むべき路線と位置づけ、魅力的な道路空間の創出を目指します。

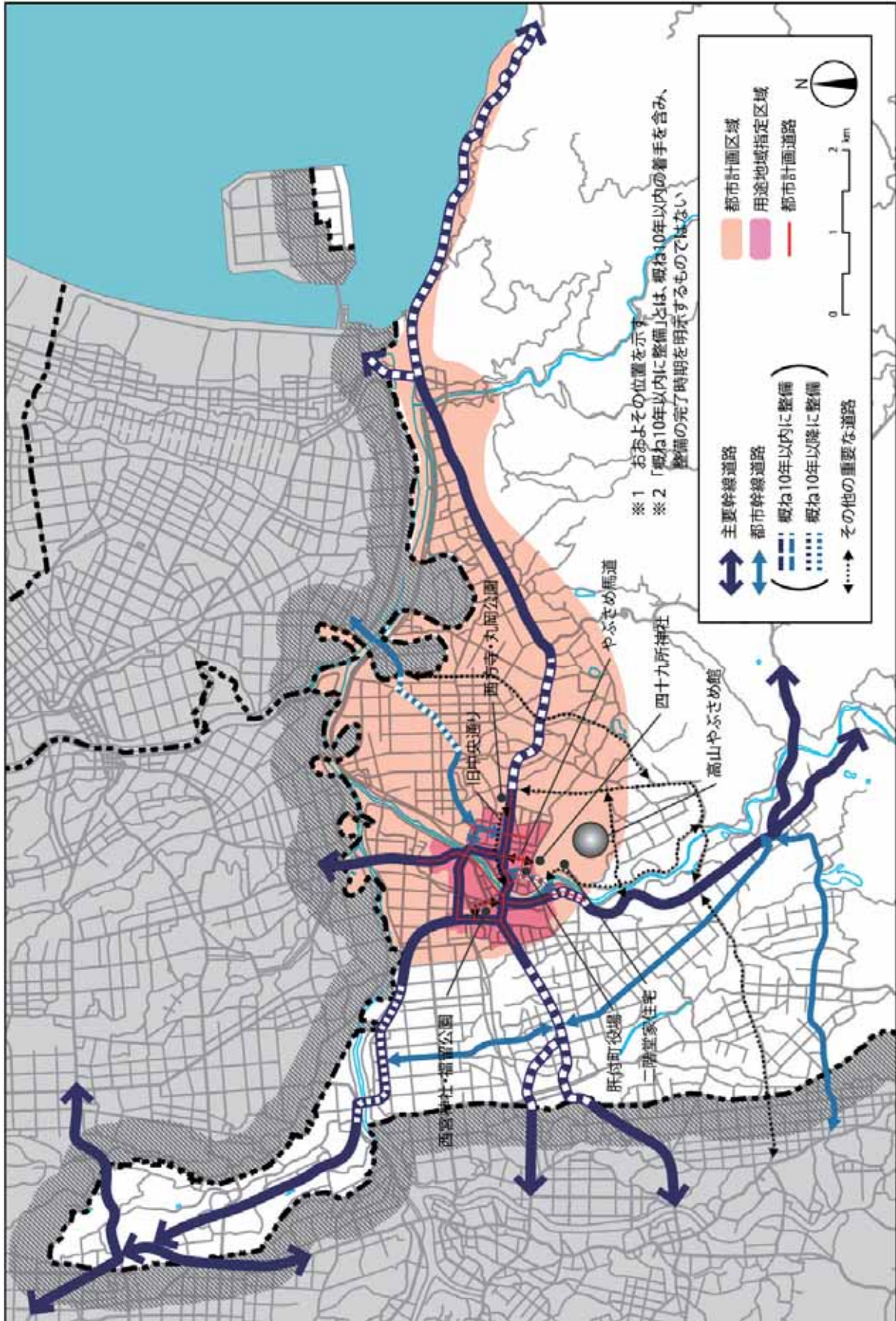


主要地方道 鹿屋高山串良線（高山市街部）

【道路・交通施設整備方針図】



【道路・交通施設整備方針図（拡大図）】



8-3 公園・緑地の整備の方針

(1) 現状と課題

- ◇ 町内には、大隅広域公園など設備の整った大きな都市公園が整備されています。
- ◇ 住宅地の近くには丸岡公園や福留公園、高山鉄道記念公園、波見公園がありますが、高台にあるためアクセスがしづらい、地区によっては周りにこのような公園が存在しないなど身近な公園の不足を指摘する声があります。
- ◇ 高山都市計画区域では、決定された3公園のうち最も大きい城山公園が長期未整備の状況となっています。
- ◇ 住宅の近くにも豊かな緑があることが本町の特徴となっており、住民からも緑の保全を望む声が多く寄せられています。

(2) 基本的な考え方

①利用しやすい身近な公園施設の充実

- ◇ 少子高齢化が進む本町の状況を踏まえて、住宅地周辺の広場等既存施設の活用や必要な公園施設の整備を進め、安心して子育てができる環境づくり、介護予防や高齢者の生きがいづくりに役立つ身近な小さな公園の充実を図ります。
- ◇ 既存公園施設の改良・補修や、植栽等の適切な管理により利用しやすい公園づくりを進めるとともに、住宅地周辺の広場やグラウンドなどのその他の施設や空き地等を活用して、公園機能を確保することを検討します。
- ◇ それでも身近に適当な公園施設が存在しない地区では、周辺住民の声を聞きながら必要な施設の整備を検討します。

②効果的な公園・緑地の整備・保全とネットワーク化

- ◇ 住民のレクリエーションの拠点であり、交流の拠点ともなる大規模公園の整備を推進します。整備にあたっては、「豊かな自然の中で癒される公園」等の特徴づくりや「利用団体の育成」などハード・ソフト両面から多くの人に利用される施設のあり方を検討します。
- ◇ 大小の公園の認知やアクセスを高めるため、また、まちの景観を向上するため、緑のネットワークの構築を進めます。特に、河川沿いの緑地の整備・保全について検討します。

③災害時に備えた施設の改修

- ◇ 避難場所となる公園は、ユニバーサルデザイン化やかまどベンチ等の防災設備の設置など災害時に備えた改修を進めます。

④長期未整備公園の見直し

- ◇ 城山公園の区域は、観賞や遊戯、運動等のレクリエーションに積極的に活用する以上に、四十九所神社と一体となった豊かな緑の保全が必要な場所であることから、長期未整備となっている都市計画の廃止を含め、公園体系の見直しを行います。

(3) 主要施設の整備方針

①広域公園

- ◇ 周辺の市町村住民のレクリエーションの拠点となっている大隅広域公園の施設の拡充と、未開園区域の早期整備が望まれます。

②総合公園

- ◇ 多目的広場やグラウンドゴルフ場など住民のレクリエーションの拠点であり、温泉や宿泊施設を併設した交流の拠点でもあるやぶさめの里総合公園の拡充と、都市計画の指定を含めた推進策等を検討します。

③近隣公園・街区公園等

- ◇ 分散して低密な住宅地を形成している本町の市街地特性を考慮して、徒歩や自転車で通える範囲に小さな規模の公園の整備を検討します。検討にあたっては、将来の人口の推移や利用者のニーズなどを踏まえます。
- ◇ 城山公園については、長期間未着手のまま整備されていないため、廃止を含めて見直しを検討します。

④都市緑地・緑道

- ◇ 河川区域や河川沿いの緑道の整備を検討します。
- ◇ まち中の重要な緑が存続の危機にひんし、風致地区や特別緑地保全地区等の指定が困難な場合には、公共の緑地・緑道として維持・管理ができるよう都市計画の指定を検討します。

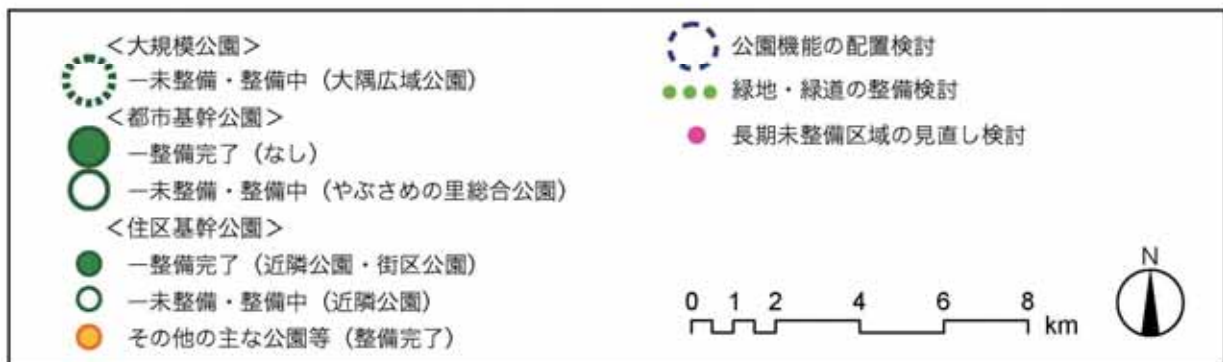
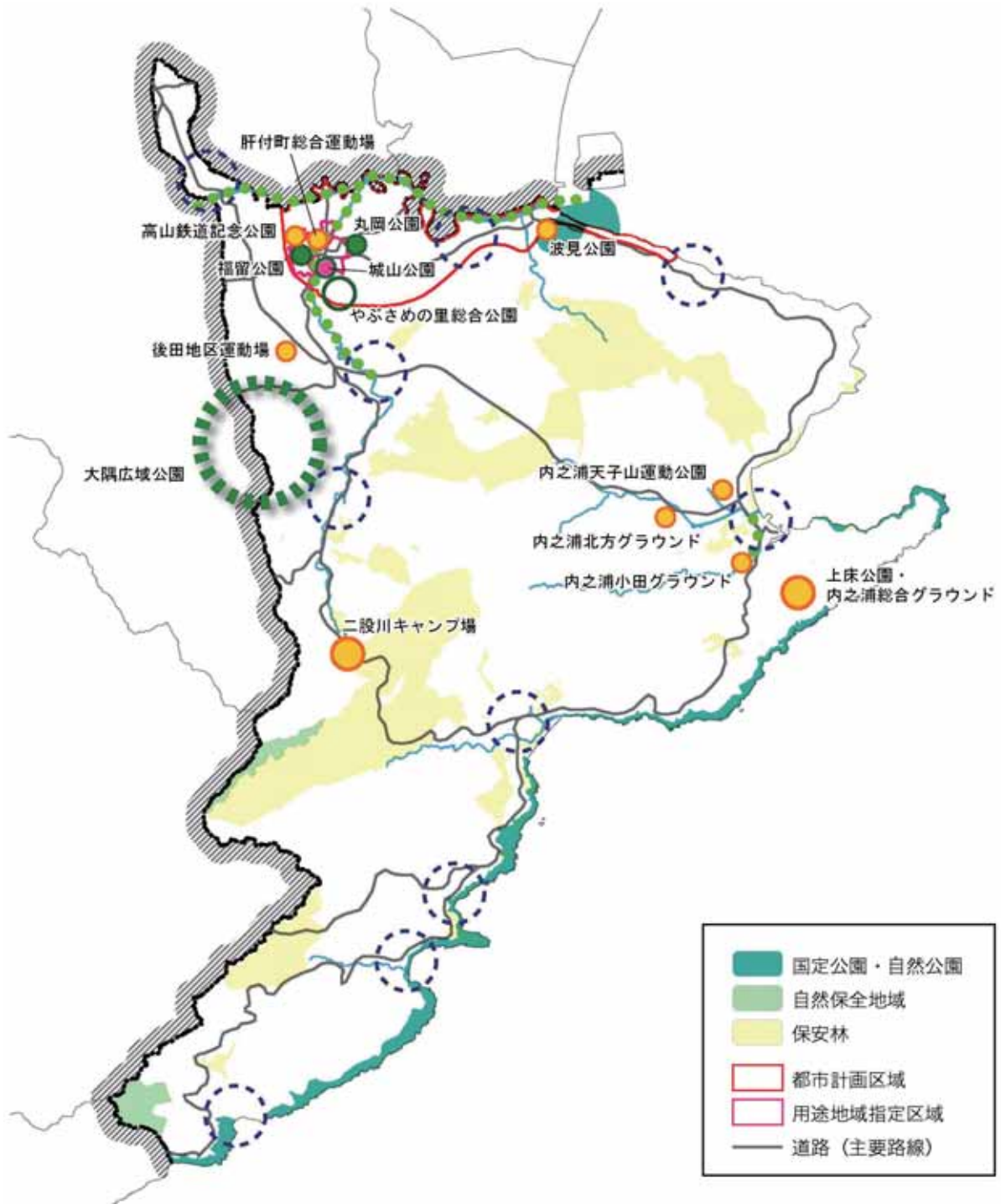


上床公園



丸岡公園

【公園・緑地の整備方針図】



8-4 その他の都市施設等の整備の方針

(1) 現状と課題

- ◇ 本町では、上水道、電気、ゴミ焼却場（肝属清掃センター）、光ファイバー網などの住民の生活に必要な供給処理施設について概ね整備が完了しています。
- ◇ 肝属川の水質は、県内の一級河川 26 河川の中で最下位（平成 23 年度調べ）となっています。畜産業からの排水、工場排水、生活排水などにより市街地を流れる河川の汚れが目立っており、これらの排水対策が課題となっています。
- ◇ 近年の大雨や台風などにより肝属川流域で浸水被害が発生しています。地域住民からは河川整備において、治水安全度の向上と併せ美しい環境・景観を保全することが望まれています。
- ◇ 本町の太平洋側は、定置網・刺し網・一本釣り・養殖等を中心とした沿岸漁業が盛んな地域ですが、荒天時に漁港の防波堤を越える波が頻繁に発生し、漁船の転覆や魚網の流出事故等が起こっています。

(2) 基本的な考え方

①給排水施設等の拡充による快適な生活環境の確保

- ◇ 生活に身近な河川等が抱える課題については、水質汚濁の改善や美しい水辺環境の創出を図るため、合併処理浄化槽等の排水施設の整備や護岸整備とあわせた浄化施設の整備などを進めます。
- ◇ 水道事業については、今後も引き続き安心して安全な水の供給を行っていくため、未普及地域の解消や良質で貴重な水源の確保と保全にも努めていきます。
- ◇ 農業分野では、シラス台地上に位置する農地の夏場の水不足が課題となっていることから、これを解消するため国が実施している肝属中部畑地灌漑事業を推進していきます。

②新たな需要等に対応した産業基盤の確保の検討

- ◇ 産業分野では、電力の安定供給の確保が今後の既存企業支援や新規参入推進の大きな要因になると予想されることから、再生可能エネルギーの利用や普及について検討します。
- ◇ 観光分野では、観光スポットやイベントに触れた観光客がその場で写真や感想を発信することが増えており、携帯電話等で常に情報の受発信をできる環境が重要となっていることから、携帯電話通信網や Wi-Fi 網などの拡充を検討します。

③既存施設の適正管理の推進

- ◇ 十分な整備水準が確保されている電気等の既存施設については、今後も安定した稼働が確保されるよう、施設の適正な管理や計画的な更新、長寿命化などに取り組みます。
- ◇ ごみ焼却場や火葬場など近隣市町に存在する施設については、適切な委託管理に引き続き取り組んでいきます。

(3) 主要施設の整備方針

①水道施設

- ◇ 上水道や簡易水道については、町民に安全で美味しい水を継続的に供給していくため、施設整備の充実や、給水体制の整備推進による未普及地域の解消を図ります。
- ◇ また、安定した施設運営を目指して、上水道や簡易水道の水源開発等整備推進を図っていくとともに、計画的な施設更新の実施を行っていきます。

②排水施設

- ◇ 生活排水については合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、住民に対して生活排水処理対策の必要性等の呼びかけを行っていきます。
- ◇ 産業分野の排水については関連法令の遵守や独自の対策の検討を推奨することにより、公共用水域の水質の保全を図っていきます。

③河川・護岸

- ◇ 肝属川等の河川では、町民の生活や財産を守るため河川の維持・管理を進めるとともに、水辺を活用した親水機能の整備、自然や景観の保全などを進めます。
- ◇ 漁港・港湾の安全と、円滑な漁業活動を推進するため、護岸の整備や防波堤の維持管理に努めます。

④と畜場

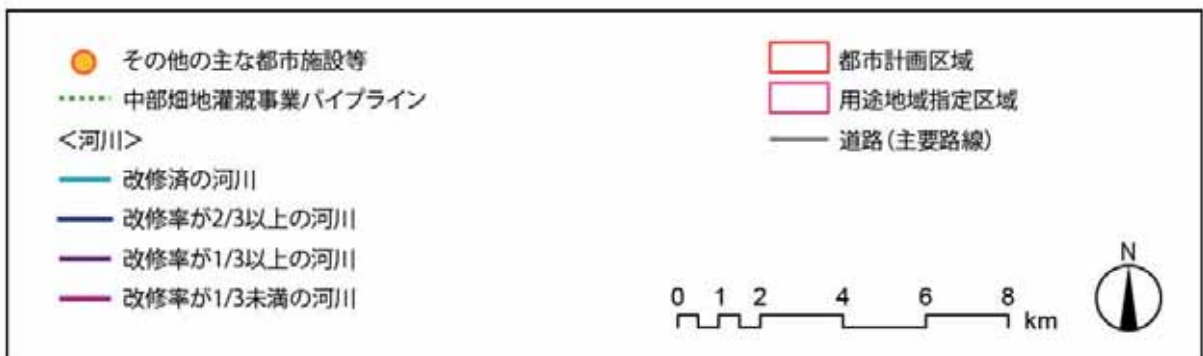
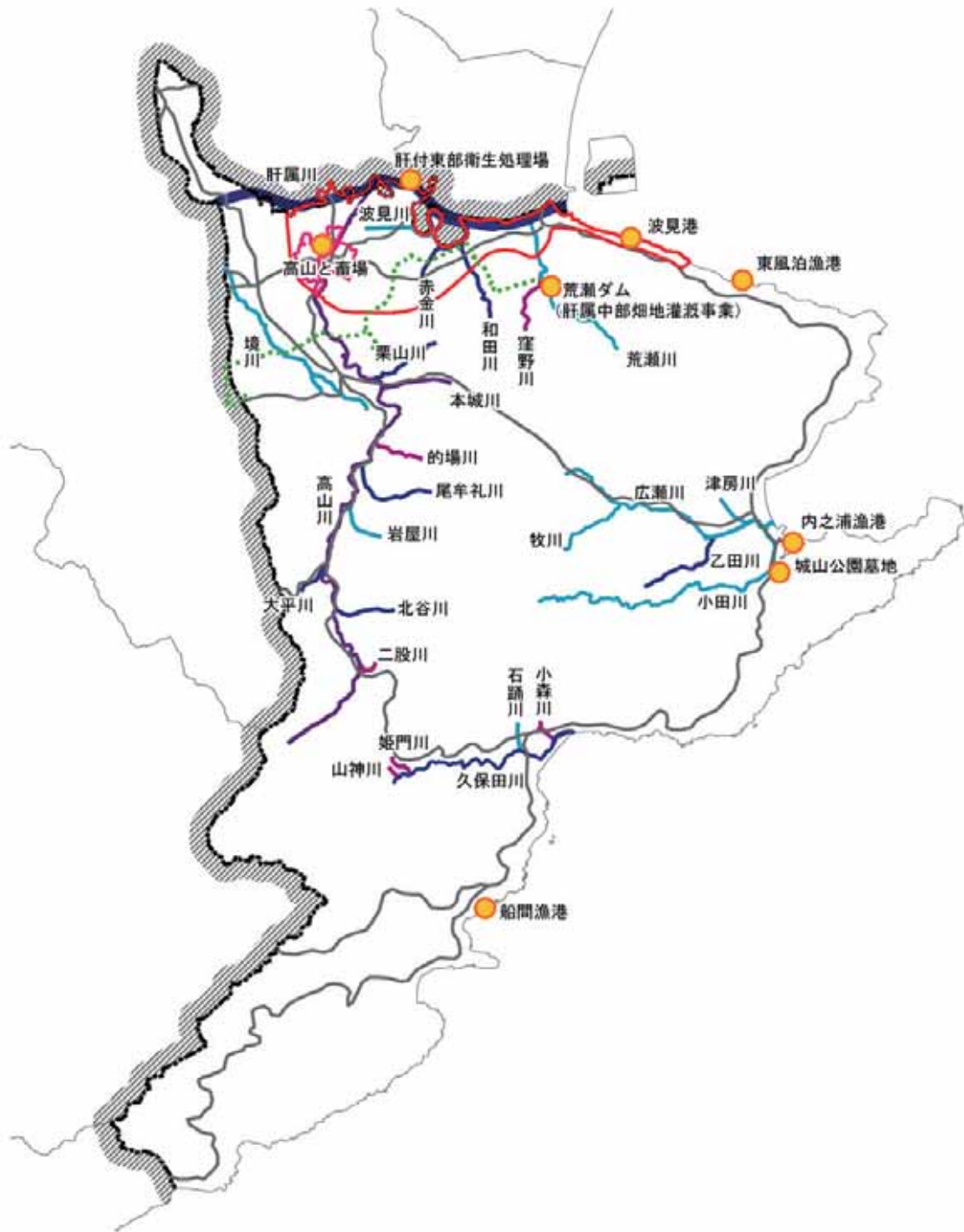
- ◇ 本町の重要な産業となっている畜産を支える高山と畜場は、今後も安定した稼働が継続できるよう適切な近隣対策と施設の維持管理に努めます。

⑤火葬場・墓地

- ◇ 町内で唯一の公営墓地である城山公園墓地の適切な維持管理に努めます。



【その他の都市施設等の整備方針図】



8-5 環境の形成と保全の方針

(1) 現状と課題

- ◇ 本町の豊かな自然環境は、町民の多くが認める貴重な財産であり、こうした自然環境の計画的な保全が求められています。
- ◇ 地球環境問題への関心が高まっています。環境負荷の少ないライフスタイルへの転換などが求められる中、本町では国見山ウィンドファームが稼働を開始し、再生可能エネルギーの活用がいち早く始まっています。また、肝属川の水質改善のような身近な環境問題も存在します。
- ◇ 多自然居住地域を舞台にした交流が注目される中、本町では子供たちによる自然体験・環境学習活動等が盛んに行われており、身近な緑や水辺を活用した新たな魅力づくりが期待されます。

(2) 基本的な考え方

①豊かな自然環境の保全と継承

- ◇ 国有林を管理する国や地域森林計画を策定する県と連携して、各種の制度を活用しながら町の貴重な財産である豊かな自然の保全を図ります。「内之浦地域森林整備推進協定※」などの先進的な取り組みを継続して山林の適切な管理を進めるほか、貴重な水源となる山林地や河川、湧水等の保全についても検討を行います。
- ◇ 自然公園地域に指定されている海岸線については、公園計画にもとづき適切に管理、保全を推進します。その他の箇所についても大規模な採掘や樹木の伐採などの行為が行われないよう、また、斜面の崩壊等が起らないよう適切な対策を検討します。
- ◇ 自然体験や環境学習など自然を活かしたレジャーやアクティビティを振興するため、「見せる」「触れる」といった自然の魅力を引き出す林道等の整備を検討します。整備の実施にあたっては、整備箇所や自然への影響を最小限にとどめる工法について慎重に検討を行います。

②身近な生活環境への配慮

- ◇ 大気汚染、土壌汚染、水質汚染など身近な生活環境を脅かす行為を早期に発見し、必要な対応を行っていきます。特に、河川の水質改善のため、合併処理浄化槽の整備などの生活排水処理対策を進めます。
- ◇ 生活環境の改善等にあたっては、自然豊かな河川環境の再生や身近な緑の保全、耕作放棄地の管理・活用など、生物多様性に配慮した取り組みについて検討します。
- ◇ 人々が親しめる水辺空間の形成など町民の関心の高い事業をきっかけに清掃活動やリサイクル活動など町民との協働を推進し、身近な生活環境の魅力の増進を図ります。

③環境負荷の少ないまちづくりの推進

- ◇ 市街地の無秩序な拡大の抑制、周辺市街地との適切な役割分担によるネットワークの形成、公共交通機関の振興などにより、日常生活の利便性を確保しながら環境負荷を低減するコンパクトな都市基盤の実現を図ります。
- ◇ エネルギー効率の高い給湯設備等の設置や太陽光発電設備の設置、住宅等の省エネ改修など個別建築物の環境対策の推進を検討します。
- ◇ 風力発電や小水力発電等の地域特性にあわせた再生可能エネルギーの導入を推進します。

※民・国が連携して森林整備を行う団地を設定し、効率的な路網の開設や間伐等を推進していくことを目的とする「森林整備推進協定」が締結された地区。国、県、町、民間が所有する合計約6,745haの山林において、294haの間伐と30,620mの路網整備の実施が計画されている。

8-6 景観の形成と保全の方針

(1) 現状と課題

- ◇ 豊かな自然や農林漁業の営み、貴重な歴史文化など多様な資源が本町の景観を形成しています。優れた景観はまちの魅力を発信する重要なメディアとなることから、資源の保全やこれらを活用した新たな魅力づくりが求められています。
- ◇ 人口の減少や高齢化の進行などを背景に、空き家や空き地、耕作放棄地などが見られるようになっていきます。また、山林などの管理不足や不法投棄物等も景観に悪影響を与えています。
- ◇ 町民の生活スタイルや生活環境が変化し、宅地に転換される農地や各種用途の混在が見られるようになっていきます。また、沿道の看板も景観に悪影響を与えています。

(2) 基本的な考え方

①美しく雄大な自然の風景の保全（基調）

- ◇ 瑞々しい緑や美しい砂浜、雄大な海とそれらの四季の変化が織りなす優れた自然景観の保全を図ります。特に人工物を設置する場合には、海岸線からできるだけ後退させる、緑の稜線を遮らないようにする、といった配慮を要請していきます。
- ◇ 道路や橋梁等の公共施設を整備・改修する場合には、周辺の景観へ与える影響を確認し、景観的な配慮を徹底します。

②緑と水のネットワークの形成（骨格）

- ◇ 町の骨格となる主要な道路では、道路里親制度などを導入しながら街路樹や沿道の植栽を活かした美しい景観イメージの演出を図ります。また、沿道の看板や空き家、廃棄物など景観を阻害する要因については、適切な管理や改善を要請していきます。
- ◇ 山から集落・市街地を抜けて海へと流れる河川も本町の景観的な骨格の1つです。周辺から川の流れが美しく見えるように、河川沿いの植栽の管理や樹木、草花等による演出、護岸の改良などを進めます。また、市街地内を流れる河川については、水質の改善や、護岸や河川敷の整備とあわせた植栽等の演出によりまちなかの景観的な魅力向上を図ります。

③まちの魅力を発信する景観スポットの整備（拠点）

- ◇ 四十九所神社等の歴史・文化資源や小田の楠等の自然資源、町民の生活の中心となるような重要な場所等については、当該施設等の保全や周辺の植栽等の適切な管理、ベンチ等の休憩施設や案内板の設置などによる景観の演出を図ります。
- ◇ 辺塚海岸の眺望など代表的な風景を楽しむための展望園地を整備します。また、まちの顔となる公共施設や交差点、市町村界の周辺では、本町の特徴を発信するような演出を検討します。
- ◇ 景観の演出や展望園地の整備、まちの顔を演出等にあたっては、安易にモチーフ等に頼らず、周辺の環境や歴史に沿った整備を検討します。

④人と自然が共生するまちなみ景観の保全（町並み）

- ◇ 低層の住宅と手入れの行き届いた豊かな生け垣が本町のまちなみの特徴であることから、今後ともこのような景観が維持できるよう、住民同士の協定や積極的な生け垣の整備や管理に対する補助などの支援策を検討します。
- ◇ まちなみを取り巻く周辺の環境についても、用途の混在の抑制や空き家、耕作放棄地の対策、水路や漁業関連施設の管理など関連分野の取り組みと協力して、里山・漁村の風景を守ります。
- ◇ 既に文化財等に登録されているもの以外に、景観上重要な建物や樹木等を拾い上げ、周知、保全していく仕組みを検討します。

8-7 防災・防犯の方針

(1) 現状と課題

- ◇ 本町の災害は、台風や梅雨前線などに伴う豪雨による水害が主であり、肝属川の流域などでは過去に多くの水害が発生しています。
- ◇ 山間部や集落のすぐ裏側の斜面などには土砂災害危険箇所が多く指定されています。このような場所では、豪雨や地震などにより土石流や地すべり等が発生することが心配されます。
- ◇ 避難場所として指定された施設や庁舎等の防災上重要な建築物において、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられているものがいくつか存在します。また、緊急輸送道路に指定された道路付近には土砂災害危険箇所がいくつか存在しています。
- ◇ 町民アンケートでは、安全性の重要度が最も高くなってきています。また、街灯の設置や空き地の管理などの防犯対策も求められています。

(2) 基本的な考え方

①町民の安全を守る都市基盤の整備

- ◇ 国、県と連携しながら、それぞれが管理する河川において、治水の安全性の向上を図るとともに、肝属川等の河川の水質浄化や親水機能の整備などを図っていきます。
- ◇ 林業の振興による山林の手入れを推進しながら、危険箇所における斜面地の崩壊防止に取り組みます。砂防施設等の整備にあたっては、自然環境や景観へ配慮したものとなるよう地域づくりと一体的に検討します。
- ◇ 沿岸部で津波による被害が心配される箇所では、ハード・ソフトの両面から対策を検討します。

②主要な公共施設の安全の確保

- ◇ 避難場所として指定している建物等の安全性を確認し、必要に応じて耐震改修や周辺の砂防施設、護岸施設の強化などの安全対策を行います。
- ◇ 地震や土砂災害等があった場合に、救護や救援物資等を運ぶ車両が円滑に通行できるよう、また町内の集落が孤立しないよう、緊急輸送道路となる道路の整備推進と、沿道の安全対策を行います。

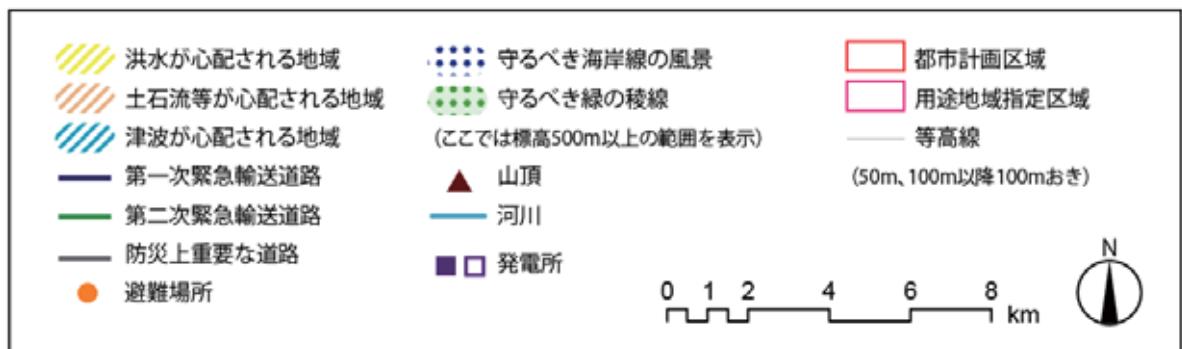
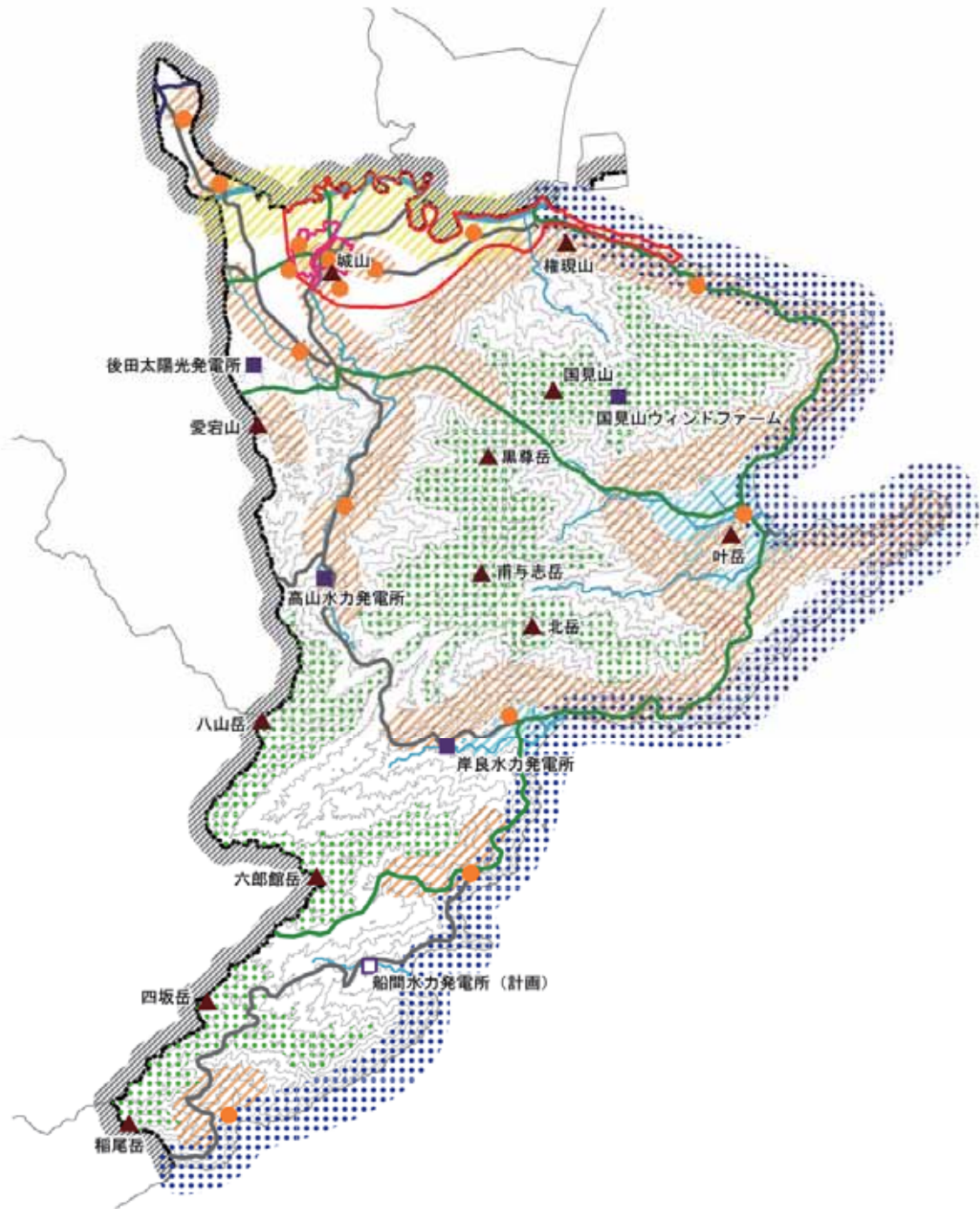
③住宅等の安全の確保

- ◇ 住宅用火災警報機の設置に関する周知を図り、住宅等の火災被害に対する安全性を向上します。特に住宅等が集中する市街地においては、建築物の不燃化や防火水槽の設置などの延焼防止策を検討します。
- ◇ 木造住宅の耐震補強等に関する工法の周知やブロック塀の倒壊事故等に関する啓蒙などにより地震対策を推進します。また、耐震改修に対する助成や、景観上もすぐれる生け垣に対する助成等の支援策を検討します。

④明るく安全なまちづくり

- ◇ 人家が少なく夜道を一人で歩きづらいような箇所では、街路灯を設置するなどの防犯対策を住民の協力のもとに進めることを検討します。
- ◇ 町民による防犯活動と連携して、見回りや不法投棄対策などを進め、死角のない、明るく安全なまちづくりに取り組みます。荒廃が心配される空地や空家対策もあわせて検討します。

【その他の分野の方針図】



9. 地域別構想

(1) 地域別構想の狙い

都市計画マスタープランの第一の対象は町内全域です。都市計画区域が指定されている旧高山町の中心部と都市計画区域指定のない集落により構成される本町においては、町域の限られた範囲だけではなくそれぞれの場所で地域の課題に対応した取り組みが行われることが重要です。

近年では、住民主体のまちづくりの広がりによって集落単位の活性化の取り組みなどが行われるようになっており、こうした動きがより広がり、連携していくことが、本町が目指す「人と地域の個性が輝く、創造と協働のまちづくり」の実現につながると考えられます。

そこで、住民主体のまちづくりの指針やヒントとなるように、町域を地域特性に応じて細分し、地域毎の特徴や課題を明らかにするとともに、地域の個性を活かしたまちづくりの方向性を示す地域別構想を策定します。

(2) 地域別構想の構成

地域別構想は、「地域の概要」「まちづくりの課題」「まちづくりの方向性」の3項目で構成します。

- ◇ 「地域の概要」では、他の場所とは異なる地域の特徴や資源、現在計画または検討されている施設等の整備の内容を簡単にまとめています。
- ◇ 「まちづくりの課題」では、全体構想の中で取り上げた町域全体の課題に対して、特に各地域に固有の課題を中心に取り上げています。
- ◇ 「まちづくりの方向性」では、都市づくりの4つの目標像「安心して快適に住み続けられるまち」「多核連携により交流・交易を生み出すまち」「恵まれた自然環境を保全・継承するまち」「人が育ち育てるまち」毎に今後優先的に実施すべき事項や取り組みのアイディアを示します。

(3) 地域区分

地域別構想の策定にあたっては、地形等の自然的条件、土地利用や都市基盤等の整備状況、地域コミュニティの形成状況を踏まえて、町内を以下の小学校区単位を基本に、6地域に区分します。



9-1 宮富地域

この地域は、以下のような地域です。

位置：本町の北西部において、肝属川の周辺からその北側にかけて突き出た形状の南北に細長い地域

大字：大字富山の全部と大字宮下の一部

面積：約 5 km²（図上計測）

人口：1,066 人（平成 22 年国勢調査／大字をまたぐ箇所は境界線上の調査区をより大きく含む地域に振り分けて算出）



(1) 地域の概要

- ◇ 多くの店舗が集まる国道 220 号線と本町の中心的な市街地とを結ぶ県道後田富山線の沿道と肝属川の沿川に集落や農地が集まって存在しています。
- ◇ 国道 220 号と県道鹿屋吾平佐多線が交差する笠野交差点の周辺には、沿道型の大規模店舗が立地しています。
- ◇ 県道後田富山線の沿道には店舗や工場などが立地しているほか、周辺には学校や集会所等のコミュニティ施設も存在します。
- ◇ 大隅地域の主要な交通動線である国道 220 号線に近接するという利便性から町内で唯一人口が増加している地域であり、国道 220 号線や県道後田富山線の沿道には新しいまちの風景が見られる一方、肝属川沿いには昔ながらの美しい集落や田園風景が残されています。
- ◇ 現在整備が進められている東九州自動車道との接続や肝属川等の整備などが計画されています。
- ◇ 肝属川を境とし、南部の平野は、南に位置する高山地域の平野と連続しており、水田として利用されている。

(2) まちづくりの主要な課題

- ◇ 近年の道路整備によって、国道 220 号や県道後田富山線の沿道に大規模商業施設や工場、住宅等の新設が急速に進んでおり、排水施設等の必要な基盤整備が整っていない箇所も存在します。
- ◇ 主要な交通動線の 1 つである県道後田富山線を軸に地域が形成されているため、通過交通による周辺集落の生活環境への悪影響が懸念されます。
- ◇ 肝属川等の河川では、台風や梅雨前線にともなう豪雨により多くの水害が発生しているほか、生活排水等による水質汚染も課題となっています。
- ◇ 肝属川の支川に挟まれた起伏に富んだ地域で、急傾斜地崩壊危険箇所等を抱えています。

(3) まちづくりの方向性

①「安心して快適に住み続けられるまち」づくりに向けて

- ◇ 幹線道路の沿道を中心に、無秩序な市街地の拡大や用途の混在の抑制に努めます。
- ◇ 沿道の開発にあわせて、必要な基盤整備や増加する交通量に対応した歩行者の安全対策などを要請し、地域の活性化を適切に誘導します。
- ◇ 特に川の近くに集落が形成されているという状況を踏まえて、河川整備を進め、住民の安全な生活が守られるよう努めます。

②「多核連携により交流・交易を生み出すまち」づくりに向けて

- ◇ まちの玄関口にあたる場所にふさわしい賑わいや街並みを誘導します。
- ◇ 県道後田富山線では、新規の開発や屋外広告物の設置等に際して沿道の緑や街並みの連続性、眺望に配慮したものとなるよう適切に誘導を行うことを検討します。
- ◇ 東九州自動車道や大隅縦貫道完成後の交通ネットワークが周辺の土地利用に与える影響などを考慮しながら、住宅地としての土地利用を主体とした良好な居住環境の形成を図り、地域の日常生活を支える沿道サービス施設等の誘導に努めます。

③「恵まれた自然環境を保全・継承するまち」づくりに向けて

- ◇ 土地利用の適切なコントロールなどによって地域内の田畑や斜面地の緑の保全に努めます。
- ◇ 肝属川等の改修にあたっては、自然環境や景観へ配慮したものとなるよう地域づくりと一体的に検討します。
- ◇ 生け垣や庭木など川沿いの集落の豊かな緑を保全し、河川敷の緑と連続した優れた環境を守ります。

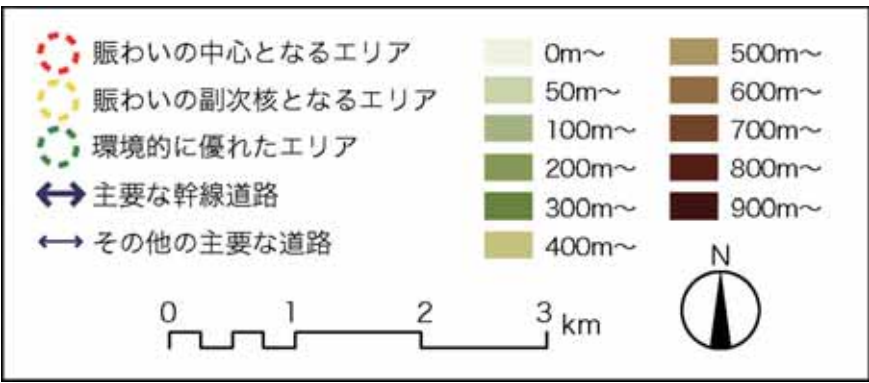
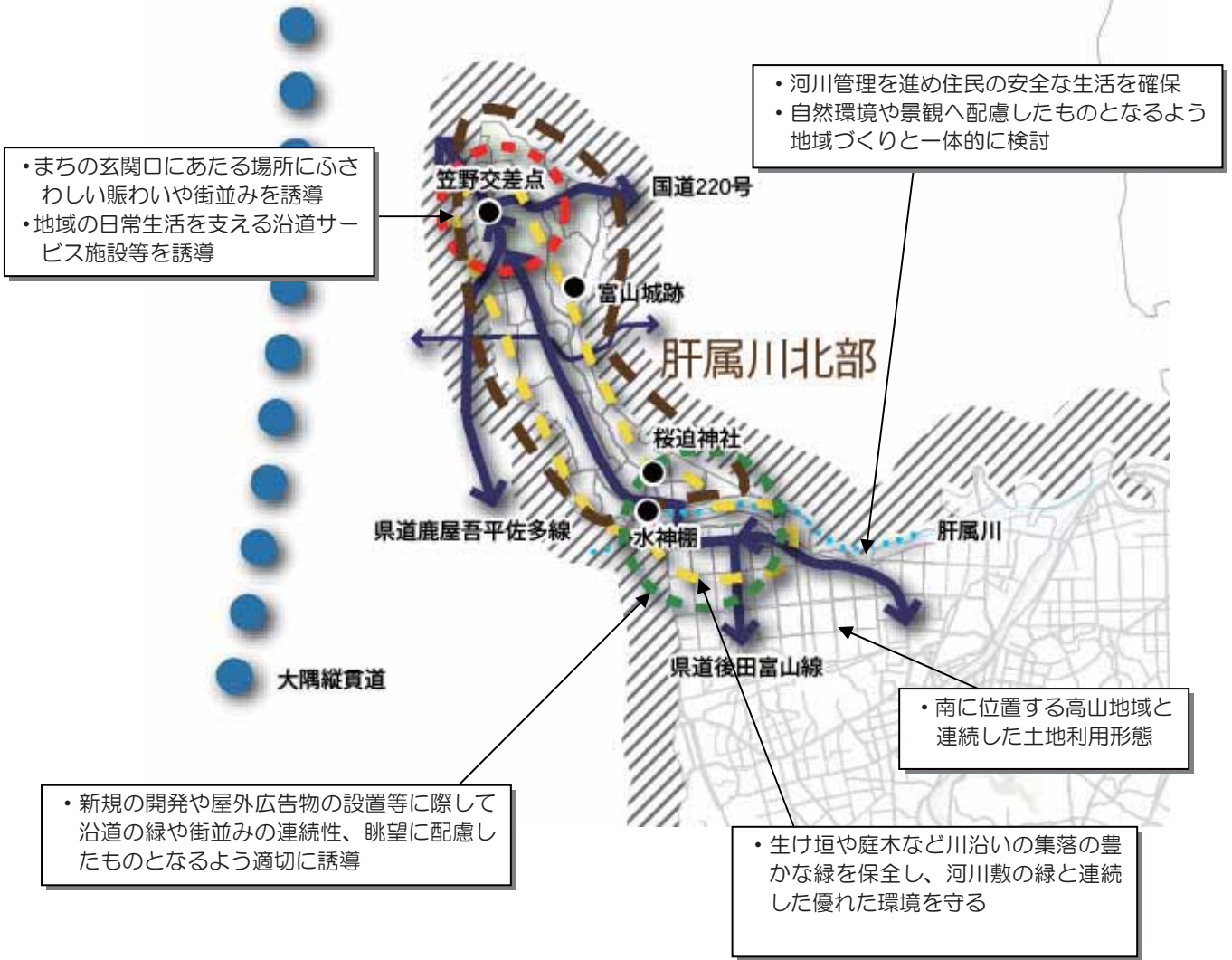
④「人が育ち育てるまち」づくりに向けて

- ◇ 新しい居住者、特に少子高齢化が進む本町において貴重な若年層に対して、桜迫神社や富山城跡、水神棚など旧道や川沿いに点在する史跡を積極的に紹介し、地域の歴史や環境に対する理解を育てます。
- ◇ 昔からの集落においても転入者の増加につながることを目指し、河川敷を活用したレクリエーションや清掃活動を通じて、地域の優れた環境や川沿いの美しい集落の魅力をアピールします。

【宮富地域の構想図（地域内の特徴的なエリアと関連するまちづくりの方向性）】

＜地域全体に共通する内容＞

- 幹線道路の沿道を中心に、無秩序な市街地の拡大や用途の混在を抑制
- 必要な基盤整備や増加する交通量に対応した歩行者の安全対策などを要請
- 土地利用の適切なコントロールなどによって地域内の田畑や斜面地の緑を保全
- 新しい就労の場となる商業・業務施設や工場等の誘致を検討
- 旧道や川沿いに点在する史跡を積極的に紹介し、地域の歴史や環境に対する理解を育てる



9-2 高山地域

この地域は、以下のような地域です。

位置：本町の北西部に位置し、大きな平地が広がる肝属川より南側の地域

大字：新富、前田、後田の一部

面積：約 19 km²（図上計測）

人口：8,417 人（平成 22 年国勢調査／大字をまたぐ箇所は境界線上の調査区をより大きく含む地域に振り分けて算出）



(1) 地域の概要

- ◇ 本町の中心的な市街地を抱え、主要県道、広域農道等の道路網が張り巡らされた交通の要衝ともなっています。
- ◇ 肝属平野を望む山裾と肝属平野を流れる河川沿いに複数の集落が立地しており、これらに挟まれるように大きな水田地帯が広がっています。
- ◇ 用途地域が指定された中心部は、多くの住宅や公共施設、店舗、事務所等の都市機能が集積する町の中心的な市街地となっています。
- ◇ 塚崎古墳群や二階堂家住宅などの歴史資源も豊富で、中でも四十九所神社の流鏝馬は本町を代表する行事の 1 つです。四十九所神社の存在する城山の裏側にあたる場所にはやぶさめの里総合公園が整備されており、温泉ドームや高山やぶさめ館といった交流施設が立地しています。
- ◇ 肝属川等の整備、やぶさめの里総合公園の整備、文化センターの施設改修、歴史民俗資料館の施設整備（リニューアル）、塚崎古墳群など文化財の整備活用を図るための計画策定などが計画されています。

(2) まちづくりの主要な課題

- ◇ 主要地方道鹿屋高山串良線と県道後田富山線の交差点付近など交通の要衝となる場所に商業施設や工場、住宅等の立地が進んでいます。
- ◇ 国道 220 号沿道にロードサイド型の商業集積が形成され、住民の購買行動が変化し、従来の中心市街地では店舗の廃業などが続いています。
- ◇ 山裾に立地する集落の多くが急傾斜地崩壊危険箇所等を抱えています。
- ◇ 肝属川等の河川では、台風や梅雨前線にともなう豪雨により多くの水害が発生しているほか、生活排水等による水質汚染も課題となっています。

(3) まちづくりの方向性

①「安心して快適に住み続けられるまち」づくりに向けて

- ◇ 幹線道路の沿道を中心に、無秩序な市街地の拡大や用途の混在の抑制に努めます。
- ◇ 中心的な市街地では、公共施設の長寿命化等の検討、交通結節点機能の強化、移動手段を持たない高齢者も安心して暮らし続けることができるような住宅の整備など、住民の利便性の一層の向上を図ります。
- ◇ 山裾の集落では土砂災害対策、住民の安全な生活が守られるよう努めます。

②「多核連携により交流・交易を生み出すまち」づくりに向けて

- ◇ 主要な観光資源を結ぶ散策ルートの検討や落ち着いた街並みの保全など、面的に市街地の魅力を向上する取組を推進します。
- ◇ 東九州自動車道や大隅縦貫道完成後の交通ネットワークが周辺の土地利用に与える影響などを考慮しながら、新しい就労の場となる商業・業務施設や工場等の誘致を検討します。
- ◇ やぶさめの里総合公園の整備拡充とあわせて、城山の魅力を伝える周辺での環境整備や趣きある空間の保全などに努めます。

③「恵まれた自然環境を保全・継承するまち」づくりに向けて

- ◇ 土地利用の適切なコントロールや耕作の維持によって肝属平野に広がる水田地帯の風景の保全に努めます。
- ◇ 住宅地の生け垣や裏山の樹木など緑豊かな地域を印象づける身近な緑の保全に努めます。
- ◇ 肝属川等の改修にあたっては、自然環境や景観へ配慮したものとなるよう地域づくりと一体的に検討します。
- ◇ 畜産業が盛んな地区では、周辺の河川の水質や住宅地の生活環境への影響を踏まえて、ふん尿処理施設や排水処理施設の導入などを検討します。

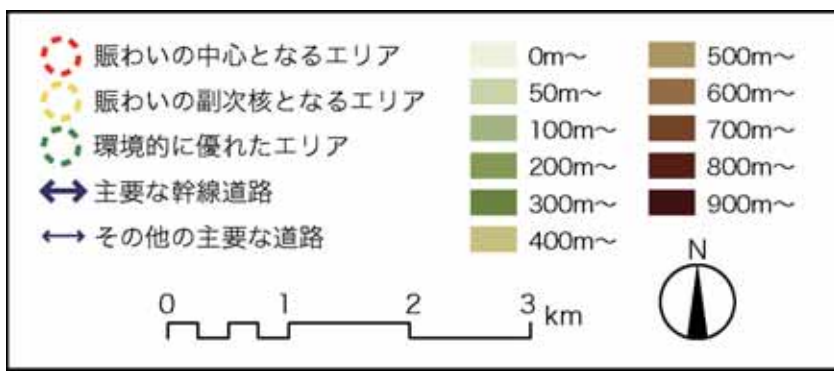
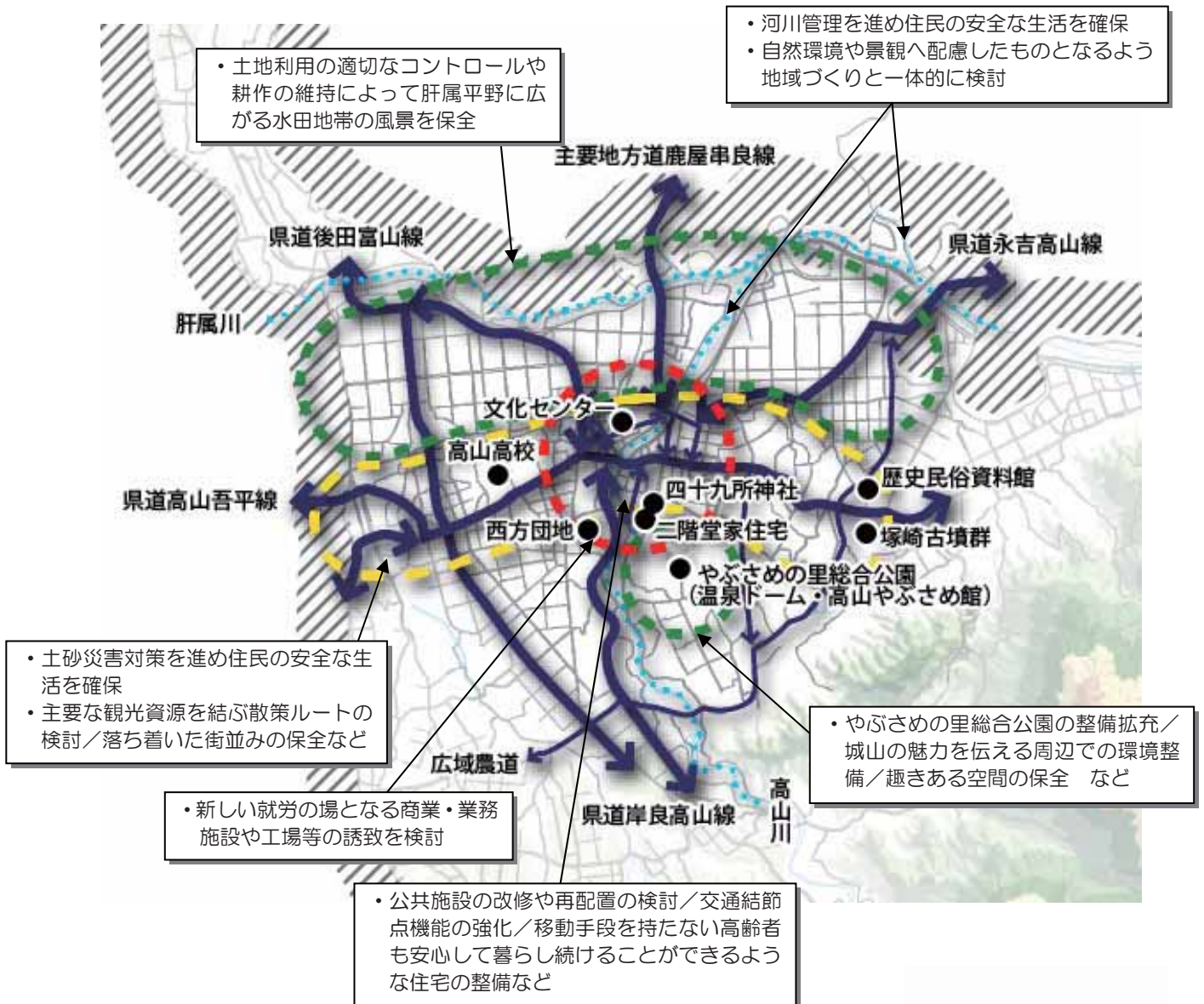
④「人が育ち育てるまち」づくりに向けて

- ◇ 歴史・観光資源が豊富な地域の特徴を踏まえて、ボランティアガイドや管理・清掃ボランティアなど地域の魅力を守り、伝える人材の育成を推進します。
- ◇ 町内で唯一の高校をはじめ、学校施設が複数立地している特徴を活かして、子供たちを対象にした郷土学習などを展開する等、地域に対する誇りを育むよう努めます。

【高山地域の構想図（地域内の特徴的なエリアと関連するまちづくりの方向性）】

＜地域全体に共通する内容＞

- 幹線道路の沿道を中心に、無秩序な市街地の拡大や用途の混在を抑制
- 住宅地の生け垣や裏山の樹木など緑豊かな地域を印象づける身近な緑を保全
- 畜産業が盛んな地区では、ふん尿処理施設や排水処理施設の導入などの対策を推進
- ボランティアガイドや管理・清掃ボランティアなど地域の魅力を守り、伝える人材を育成
- 子供たちを対象にした郷土学習などを積極的に展開し、地域に対する誇りを育む



9-3 波野地域

この地域は、以下のような地域です。

位置：志布志湾に面した本町の北東部に位置する地域

大字：大字野崎、大字波見

面積：約 39 km²（図上計測）

人口：1,538 人（平成 22 年国勢調査）



(1) 地域の概要

- ◇ 海岸線の間近まで国見山地が迫っており、地理的観点および土地利用からみると海岸沿いの平野部と国見山地を中心とする山地部に区分けされます。また集落は平地部の国道 448 号及び県道高山吾平線沿いに点在し、隣接する高山地域と連続する区域となっています。
- ◇ 地域内で最も多くの住宅が集積しているのは荒瀬川河口付近で、国道 448 号と県道高山吾平線が交差する波見交差点周辺には店舗も立地しています。
- ◇ 地域内にはまとまった田畑は少ないですが、波見港や東風泊漁港^{こうどまり}といった水産関連施設が立地しています。背後の国見岳には国見山ウィンドファームが立地しています。
- ◇ 権現山や波見公園からは、志布志湾や巨大な石油基地をはじめとした当該地を含む日南海岸国定公園の美しい風景を眺めることができます。また、高山地域と隣接する箇所には、塚崎古墳群などの歴史資源も存在しています。
- ◇ 国道 448 号の整備や波見港（硯石地区）の機能拡充や周辺環境の整備などが計画されています。

(2) まちづくりの主要な課題

- ◇ 急斜面に形成された集落が多く、他地域と比較して人口がやや少ない地域です。近年はさらに人口の減少傾向が続いています。
- ◇ 集落が急斜面に形成されているため土砂災害の危険を抱えています。また、人口の減少にともなって集落内の環境を維持することが困難となってきました。
- ◇ 地区内外の交通を国道 448 号に依存していますが、歩道や交通安全施設が整備されていない、降雨時の斜面崩落によって通行ができなくなるといった課題を抱えています。
- ◇ 水産業が地域の主要な産業ですが、東風泊漁港では漁港までのアクセス等が課題となっています。

(3) まちづくりの方向性

①「安心して快適に住み続けられるまち」づくりに向けて

- ◇ 地域の骨格的な道路である国道 448 号の整備促進や公共交通機関の維持など住民の生活を支える交通インフラの確保に努めます。
- ◇ 急斜面に形成された集落や国道 448 号の沿道において法面の崩壊防止などの安全確保を推進します。
- ◇ 波見港（硯石地区）の機能拡充を図るとともに、交流施設の整備や港へのアクセスの改善の実施を検討します。

②「多核連携により交流・交易を生み出すまち」づくりに向けて

- ◇ 轟の滝や権現山、波見公園などの観光資源が集中するエリアを中心に、散策ルートやビューポイントの設定、美しい眺望の保全などを推進します。
- ◇ 塚崎古墳群の周辺では、隣接する高山地域と連携した散策ルートの検討や落ち着いた街並みの保全など、面的に市街地の魅力を向上する取組を推進します。
- ◇ 海沿いを通る箇所では海への眺望の確保、山側を通る箇所では花や緑による演出といったように、ドライブルートとなる国道 448 号のイメージアップを図ります。
- ◇ 肝属川河口の景観を一体的に整備するなど観光振興策を検討します。

③「恵まれた自然環境を保全・継承するまち」づくりに向けて

- ◇ 地域のシンボルとなる権現山を含む日南海岸国定公園と、それに連なる海岸線の適切な管理・保全に努めます。
- ◇ 「荒瀬川クリーン作戦」の活動を通じて、美しい水辺の環境の保全に努めます。

④「人が育ち育てるまち」づくりに向けて

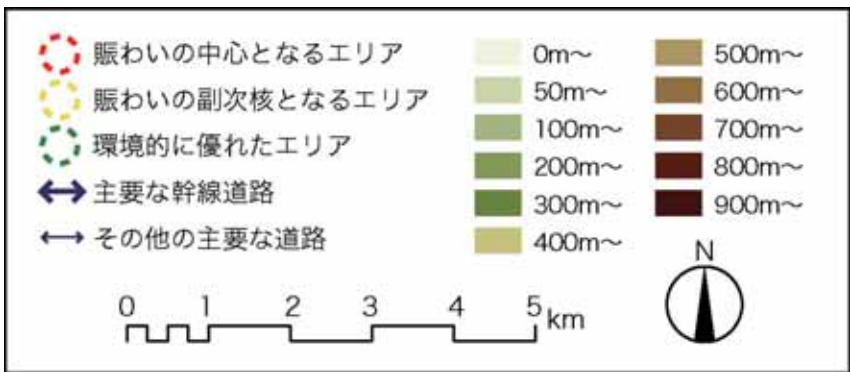
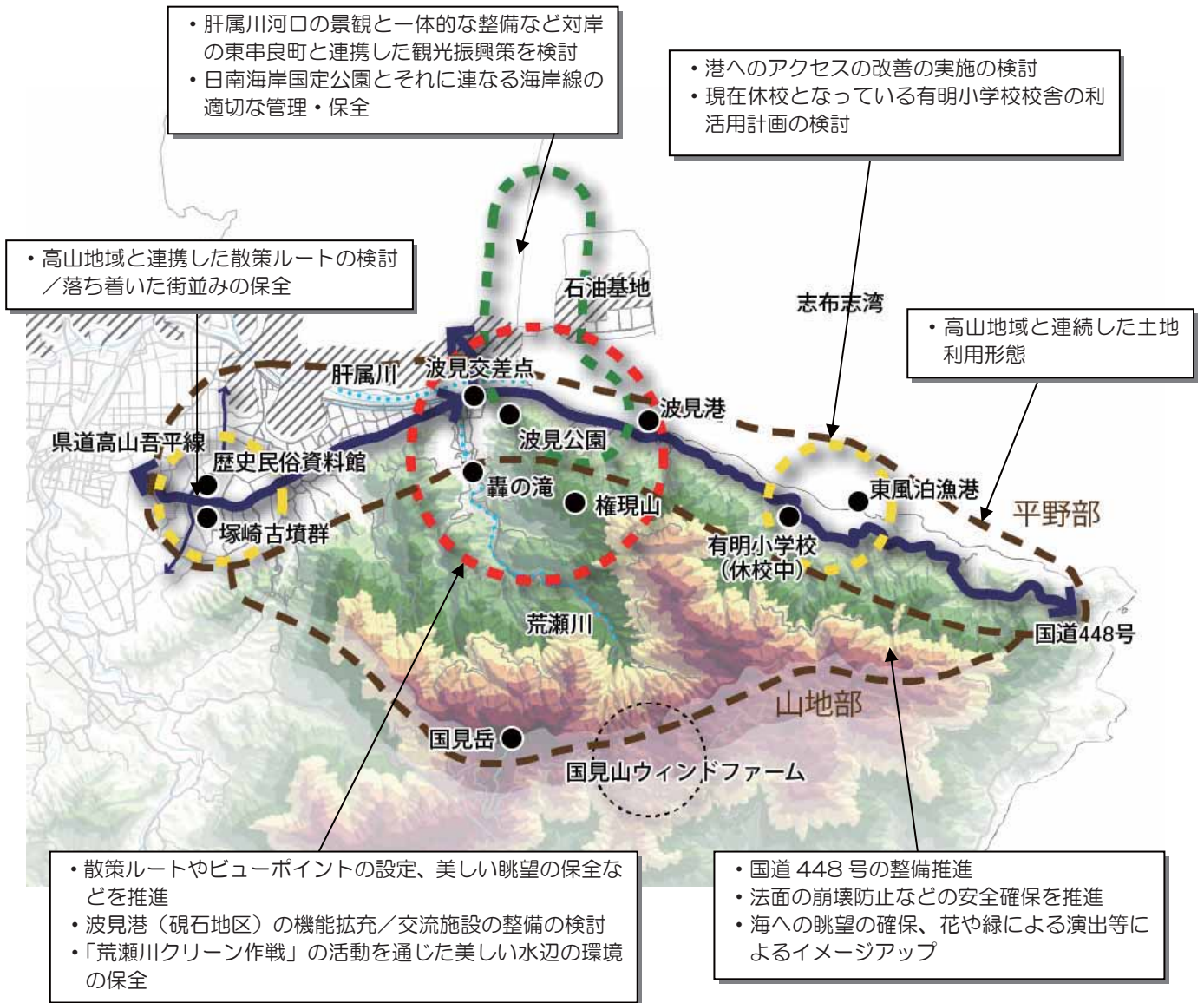
- ◇ 「荒瀬川クリーン作戦」に加えて、国道 448 号の整備とあわせて道路里親制度^{*}による美化活動を展開するなど、住民の参加を促す仕組みを検討します。
- ◇ 現在休校となっている有明小学校校舎の利活用計画の検討など、住民参加の機会を設けてまちづくりを担う人材を育成します。

^{*}住民団体や企業等が道路、公園、河川などの公共施設の管理を行うことができるようにする制度。住民団体や企業等は、行政の支援を受けて縁組をした施設（世話を引き受けた施設）の花植えやごみ拾いなどを行い、美しい魅力あるまちづくりを進める。

【波野地域の構想図（地域内の特徴的なエリアと関連するまちづくりの方向性）】

＜地域全体に共通する内容＞

- ・公共交通機関の維持など住民の生活を支える交通インフラの確保
- ・急斜面に形成された集落において法面の崩壊防止などの安全確保を推進（山地部）
- ・国道 448 号の整備とあわせて道路里親制度による美化活動を展開（平野部）



9-4 国見地域

この地域は、以下のような地域です。

位置：本町中央部にそびえる国見山系の西側に位置し、肝属平野に連なる台地部と高山川を中心とした山間部により構成される地域

大字：大字新富、前田、後田の一部

面積：約 66 km²（図上計測）

人口：2,312 人（平成 22 年国勢調査／大字をまたぐ箇所は境界線上の調査区をより大きく含む地域に振り分けて算出）



(1) 地域の概要

- ◇ 県道神之川内之浦線付近までの台地は、北に位置する高山地域の肝属川から広がる平野と連続しており、畑地や畜産業に利用されています。
- ◇ 当地域には県道岸良高山線や高山吾平線、後田富山線、神之川内之浦線、広域農道などが通っているため、交通の便に優れています。
- ◇ 山間部は、高山川にそって田畑を持った小～中規模の集落が点在しており、高山川と並行する県道岸良高山線や神之川内之浦線が主要な交通動線となっています。
- ◇ 台地部には国見小・中学校をはじめとしたコミュニティ施設が集まって立地しています。山間部では休校となっている川上小・中学校の近くに食料品等が購入できる物産館「やまびこ館」が立地しており、現在も周辺集落の中心的な役割を担っています。
- ◇ 二股川キャンプ場や大隅広域公園、甫与志岳、黒尊岳、国見岳の三岳登山のトレッキングコースといった観光資源を有しており、周辺には物産館「やまびこ館」や観光農園、町内産の食材を使ったレストラン等の交流施設も立地しています。

(2) まちづくりの主要な課題

- ◇ 地域内には公共施設や店舗等が少なく、これらの施設が集積する宮富・高山・波野地域との連絡は自家用車に頼ることになります。
- ◇ 地域内の骨格的な道路である県道岸良高山線や神之川内之浦線の沿道を除いて、地域の人口は全体的に減少傾向が続いています。
- ◇ 町の重要な産業の 1 つである畜産業が台地部に集積しており、高山川や肝属川への排水対策が課題となっています。
- ◇ 高山川沿いなどの谷筋に多くの集落が立地しており土砂災害の危険を抱えています。

(3) まちづくりの方向性

①「安心して快適に住み続けられるまち」づくりに向けて

- ◇ 斜面地の崩壊防止や砂防施設等の整備など山間部の集落の安全性確保に努めます。
- ◇ 県道岸良高山線を住民の生活を支える軸と捉え、公共交通機関の継続など周辺に立地する公共施設等の利便性の向上を図ります。

②「多核連携により交流・交易を生み出すまち」づくりに向けて

- ◇ 地域内外をつなぐ複数のルートが存在する交通の便にすぐれた立地を活かして、交通量の多い主要な路線に交流施設等を配置し、資源が連なる観光ルートの形成を図ります。
- ◇ まちの中心的な市街地に近く交通の便に優れた県道高山吾平線と後田富山線の交差点付近では、縦貫道完成後の交通ネットワークが周辺の土地利用に与える影響などを考慮しながら、住宅地としての土地利用を主体とした良好な居住環境の形成を図り、地域の日常生活を支える沿道サービス施設等の誘致に努めます。
- ◇ 物産館「やまびこ館」や二股川キャンプ場などが存在し、湯の谷温泉に向かうルートとなる県道岸良高山線には、^{かなづる}金弦の森や新しい休憩施設のような周辺環境に溶け込んだ交流施設の整備を推進し、沿道の魅力向上を図ります。
- ◇ 吾平方面と本地域を結び、大隅広域公園へのアクセスルートにもなっている県道神之川内之浦線は、観光農園や地場産の食材を使ったレストランなどが立地する特徴を活かして、落ち着いた沿道景観の保全を図ります。

③「恵まれた自然環境を保全・継承するまち」づくりに向けて

- ◇ 山岳登山の舞台となる国有林の適正管理や登山道の維持・管理を推進します。また、二股川キャンプ場などを拠点として甫与志岳、黒尊岳、国見岳の三岳登山を気軽に楽しむことができるよう、施設の改修や登山道へのアクセスの向上などを推進します。
- ◇ 斜面地の崩壊防止や砂防施設等の整備にあたっては、景観への配慮についても検討します。
- ◇ 山間集落の人口減少、高齢化の進行にあわせて増加している耕作放棄地については、幹線道路沿道の目につく場所では草花を植えるといった対応を検討します。

④「人が育ち育てるまち」づくりに向けて

- ◇ 旧川上中学校など拠点的施設の活用検討や運営等を通じてまちづくりを担う人材の育成する取組を支援します。
- ◇ 食肉の加工体験や果実の収穫体験、自然体験キャンプなど地域内外の子どもや家族連れを対象とした体験型の教育プログラムの開発・実施を推進します。

【国見地域の構想図（地域内の特徴的なエリアと関連するまちづくりの方向性）】

＜地域全体に共通する内容＞

- ・交通量の多い主要な路線に交流施設等を配置し、資源が連なる観光ルートを形成
- ・斜面地の崩壊防止や砂防施設等の整備など山間部の集落の安全性確保に努める
- ・斜面地の崩壊防止や砂防施設等の整備にあたっては、景観への配慮を検討
- ・地域内外の子どもや家族連れを対象とした体験型の教育プログラムの開発・実施を推進

・地域の日常生活を支える沿道サービス施設等を誘導

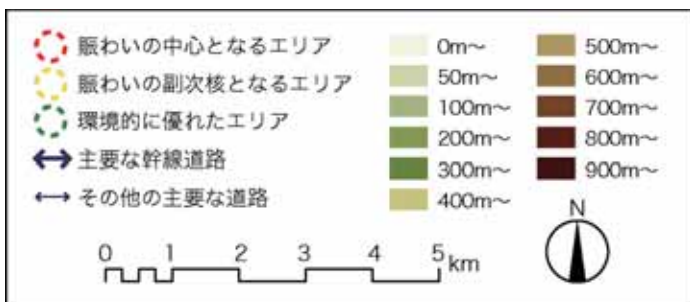
・観光農園や地場産の食材を使ったレストランなどが立地する特徴を活かした落ち着いた沿道景観を保全

・高山地域と連続した土地利用形態

・旧川上中学校など拠点的施設の活用検討や運営等を通じてまちづくりを担う人材を育成

・施設の改修や登山道へのアクセスの向上などを推進
・国有林の適正管理や登山道の維持・管理を推進

・公共交通機関の継続など周辺に立地する公共施設等の利便性を向上
・周辺環境に溶け込んだ交流施設の整備を推進し沿道の魅力を向上
・幹線道路沿道の目につく場所にある耕作放棄地には草花を植えるなどの対応を検討



9-5 内之浦地域

この地域は、以下のような地域です。

位置：本町中央部にそびえる国見山系の東側の内之浦湾を囲むように広がる地域

大字：大字北方、大字南方

面積：約 78 km²（図上計測）

人口：3,068 人（平成 22 年国勢調査）



(1) 地域の概要

- ◇ 海岸線に沿っていくつかの集落が点在しているほか、広瀬川、小田川河口部に存在する平野部には多くの住宅や店舗、公共施設が集積しており、旧内之浦町の中心となっています。
- ◇ 地域内の交通は、主に海岸線を走る国道 448 号、津代半島を巡る町道その他、国見トンネルが開通し、鹿屋、高山方面へのアクセスが向上した県道神之川内之浦線が主要な路線となっています。
- ◇ 地域内には、わずかに存在する平野部にまとまった田畑が存在しているほか、内之浦湾に面する内之浦漁港が立地しています。
- ◇ 海蔵観音や砲台跡、移動する車の中から眺める美しい海の風景など海岸線に沿って多くの資源が存在するほか、叶岳ふれあいの森やコスモピア内之浦などの交流施設も立地しています。特に、津代半島には JAXA 内之浦宇宙空間観測所や上床公園、内之浦総合グラウンドなどの施設のほか、遠見番所跡などの歴史資源、白木海岸をはじめとした景観資源が多く存在しています。
- ◇ 県道神之川内之浦線の未改良区間の整備や内之浦漁港の整備推進、町立病院の機能拡充などが計画されています。

(2) まちづくりの主要な課題

- ◇ 国見トンネルが開通し交通利便性が向上した一方で、住民の購買行動の変化や県道神之川内之浦線沿道における店舗等の進出といった影響が見られます。
- ◇ 店舗や公共施設等が多く立地する町内でも利便性の高い地域であるものの、特に南方地域で人口減少傾向が見られます。
- ◇ 国道 448 号など海岸線の集落をつなぐ道路には、山の斜面が迫る場所が多く、土砂崩れなどの危険を抱えています。
- ◇ 海岸線の近くに多くの住宅が集まっており、津波の被害が心配される場所であることから、従来の想定を超える大きさの津波が発生した場合の対策を検討する必要があります。

(3) まちづくりの方向性

①「安心して快適に住み続けられるまち」づくりに向けて

- ◇ 旧内之浦町の中心として、主要路線の未改良区間の整備や法面对策、公共交通機関の継続などを推進し、生活インフラの維持を図るとともに、既存施設の改修や機能拡充を進め地域の利便性・安全性の向上を図ります。
- ◇ 地域の主要産業の1つである水産業の振興のため内之浦漁港の整備推進を図ります。また、これにあわせて、地域の防災性を向上する津波避難施設の整備や歩いて楽しむ観光エリアの整備など周辺と一体的なまちづくりを検討します。
- ◇ 県道神之川内之浦線沿道に新たな店舗等の施設が進出する場合には、周辺の土地利用や道路・交通、景観、環境などへの配慮を求めています。

②「多核連携により交流・交易を生み出すまち」づくりに向けて

- ◇ 美しい砂浜や防潮林、漁村独特の高密な集落空間といった海の資源と、雄大な山並みや平野部に広がる田んぼ、山裾の農村集落の風景といった陸の資源の双方が集まる場所として、地域の魅力を積極的にPRしていきます。
- ◇ 海と山の間中にあり、素晴らしい眺望と宿泊施設を持つ叶岳ふれあいの森や、海岸近くに建つコスモピア内之浦などの拠点施設を中心に都市部との交流を推進します。
- ◇ 多くの資源が存在する津代半島では、半島全体を1つの交流・レクリエーションの拠点と捉えて、歴史・景観資源の保全や道路整備の推進、既存施設の改修や機能拡充などを検討します。

③「恵まれた自然環境を保全・継承するまち」づくりに向けて

- ◇ 津代半島の海岸部に沿って指定される大隅南部自然公園の適切な管理、保全に努めます。あわせて、自然公園地域の周辺や内之浦湾を囲むその他の場所でも海岸線や植栽の管理、保全を進め、美しい景観を守ります。
- ◇ 山間部における山林の管理や平野部における営農の継続、幹線道路沿道の土地利用コントロールに努め、緑豊かな山並みと田園風景が一体となった四季を通じて美しい景観を守ります。

④「人が育ち育てるまち」づくりに向けて

- ◇ 教育活動などを通じてJAXA内之浦宇宙空間観測所との連携を深め、ロケットの発射時期だけでなく、日常から地域に対する住民の誇りを育むような取組を支援します。
- ◇ グリーン・ツーリズムの格好の舞台である地域の特徴を踏まえて、海と陸の双方の資源を活かした食の開発や地域外からの来訪者を受け入れる民泊オーナーの育成などを推進します。

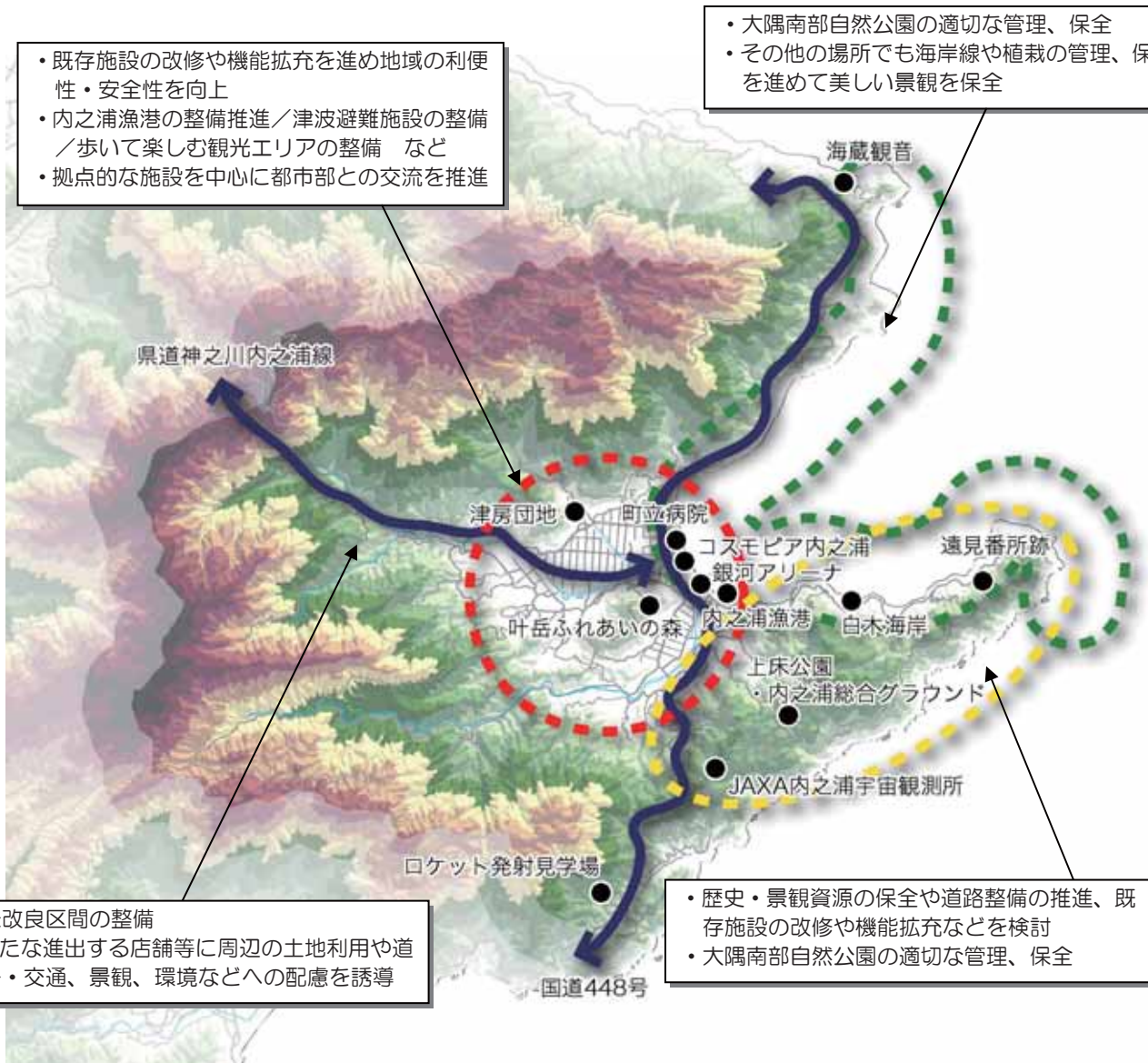
【内之浦地域の構想図（地域内の特徴的なエリアと関連するまちづくりの方向性）】

＜地域全体に共通する内容＞

- ・主要路線の未改良区間の整備や法面対策、公共交通機関の継続などを推進
- ・海の資源と陸の資源の双方が集まる場所として地域の魅力を積極的にPR
- ・緑豊かな山並みと田園風景が一体となった四季を通じて美しい景観を保全
- ・教育活動などを通じてJAXA内之浦宇宙空間観測所との連携を推進
- ・海と陸の双方の資源を活かした食の開発や地域外からの来訪者を受け入れる民泊オーナーの育成などを推進

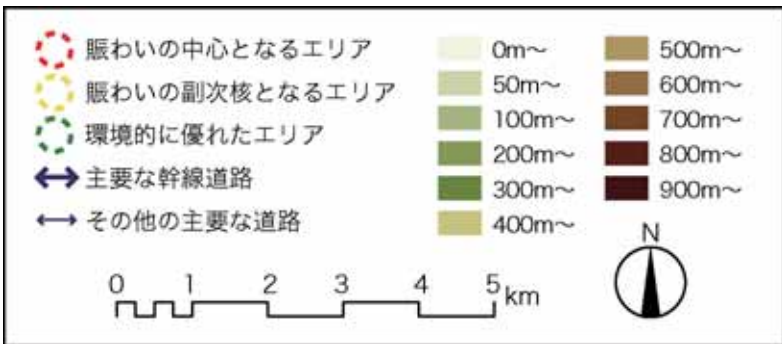
- ・既存施設の改修や機能拡充を進め地域の利便性・安全性を向上
- ・内之浦漁港の整備推進／津波避難施設の整備／歩いて楽しむ観光エリアの整備 など
- ・拠点的な施設を中心に都市部との交流を推進

- ・大隅南部自然公園の適切な管理、保全
- ・その他の場所でも海岸線や植栽の管理、保全を進めて美しい景観を保全



- ・未改良区間の整備
- ・新たな進出する店舗等に周辺の土地利用や道路・交通、景観、環境などへの配慮を誘導

- ・歴史・景観資源の保全や道路整備の推進、既存施設の改修や機能拡充などを検討
- ・大隅南部自然公園の適切な管理、保全



9-6 岸良地域

この地域は、以下のような地域です。
位置：本町の南部に位置し、太平洋に面する長い海岸線とその裏に控える険しい山並みが特徴の地域
大字：大字岸良
面積：約 101 km²（図上計測）
人口：759人（平成 22 年国勢調査）



(1) 地域の概要

- ◇ 山がちな地域のため地区内の主要な交通動線となる国道 448 号、県道岸良高山線、内之浦佐多線沿いに小さな集落が分散して立地しています。
- ◇ 比較的大きな平地が広がる岸良地区には学校等の公共施設や多くの住宅が集積し、地域の中心となっています。
- ◇ 地域内には、岸良地区にまとまった田畑が、船間地区には漁港が存在します。また、地域のほぼ全域が「内之浦地域森林整備推進協定地区」に指定されています。
- ◇ 海岸沿いに長く伸びる自然公園や稲尾岳の周辺に指定される自然保全地域に代表される豊かな自然や、南国情緒を感じさせる辺塚地区の白砂の海岸、平家の隠れ里と言われる大浦地区の棚田など優れた景観が存在するほか、湯の谷温泉などの交流施設も存在します。
- ◇ 県道岸良高山線の未改良区間の整備、簡易水道の統合による未給水区域の解消、船間小水力発電所の整備などが計画されています。

(2) まちづくりの主要な課題

- ◇ 国道 448 号線を通じて錦江町方面へのアクセスは向上していますが、町の中心である高山地区と岸良地区を結ぶ県道岸良高山線には未改良区間が存在します。また、岸良地区以南の集落では、内之浦佐多線の未整備区間や公共交通機関の不在が大きな課題となっています。
- ◇ 交通条件が厳しいことなどを背景に、人口の減少や高齢化が町内でも特に進行しています。
- ◇ 県道内之浦佐多線など地域内の道路の一部は、降雨時の斜面崩落によって通行ができなくなるといった課題を抱えています。
- ◇ 町内でも特に自然豊かな地域ですが、人口の減少や林業の衰退などにもなってこれらを維持することが困難となってきています。
- ◇ 海岸線の近くに多くの住宅が集まり津波の被害が心配される箇所があることから、従来の想定を超える大きさの津波が発生した場合の対策を検討する必要があります。

(3) まちづくりの方向性

①「安心して快適に住み続けられるまち」づくりに向けて

- ◇ 県道岸良高山線の未改良区間の整備を推進し地域の交通環境を改善するとともに、地域の核となる岸良地区の生活利便施設の維持等に努め、地域に定住しやすい環境づくりを進めます。
- ◇ 未改良区間の残る県道内之浦佐多線の整備推進や簡易水道の統合による未給水区域の解消、船間小水力発電所の整備などのライフライン整備を進め、暮らしやすく災害にも強い地域づくりを進めます。
- ◇ 海岸から高台に通じる避難路の確保などの津波対策を検討します。

②「多核連携により交流・交易を生み出すまち」づくりに向けて

- ◇ 県道岸良高山線の整備とあわせて、高山方面から来る人を美しい海岸に誘導するような景観や散策路等の整備を進め、高山地域、国見・川上地域、岸良地域をつなぐ観光ルートの確立を図ります。
- ◇ 白砂の海岸や棚田などの特徴的な環境・景観を手がかりに、温泉や廃校となったかつての学校校舎等を拠点として都市部との交流を推進します。
- ◇ 特徴的な環境・景観を農産物や海産物のブランド化につなげられるよう、地域のPRや加工場や販売所の整備などの実現方策を検討します。

③「恵まれた自然環境を保全・継承するまち」づくりに向けて

- ◇ 自然公園に指定された海岸沿いの風景や自然保全地域に指定された稲尾岳の植生など美しい風景や種の多様性を育む自然環境を保全に努めます。
- ◇ 「森林整備推進協定」にもとづき林道整備や雇用の確保などを進めて、手入れの行き届いた豊かな森林の維持・保全を図ります。

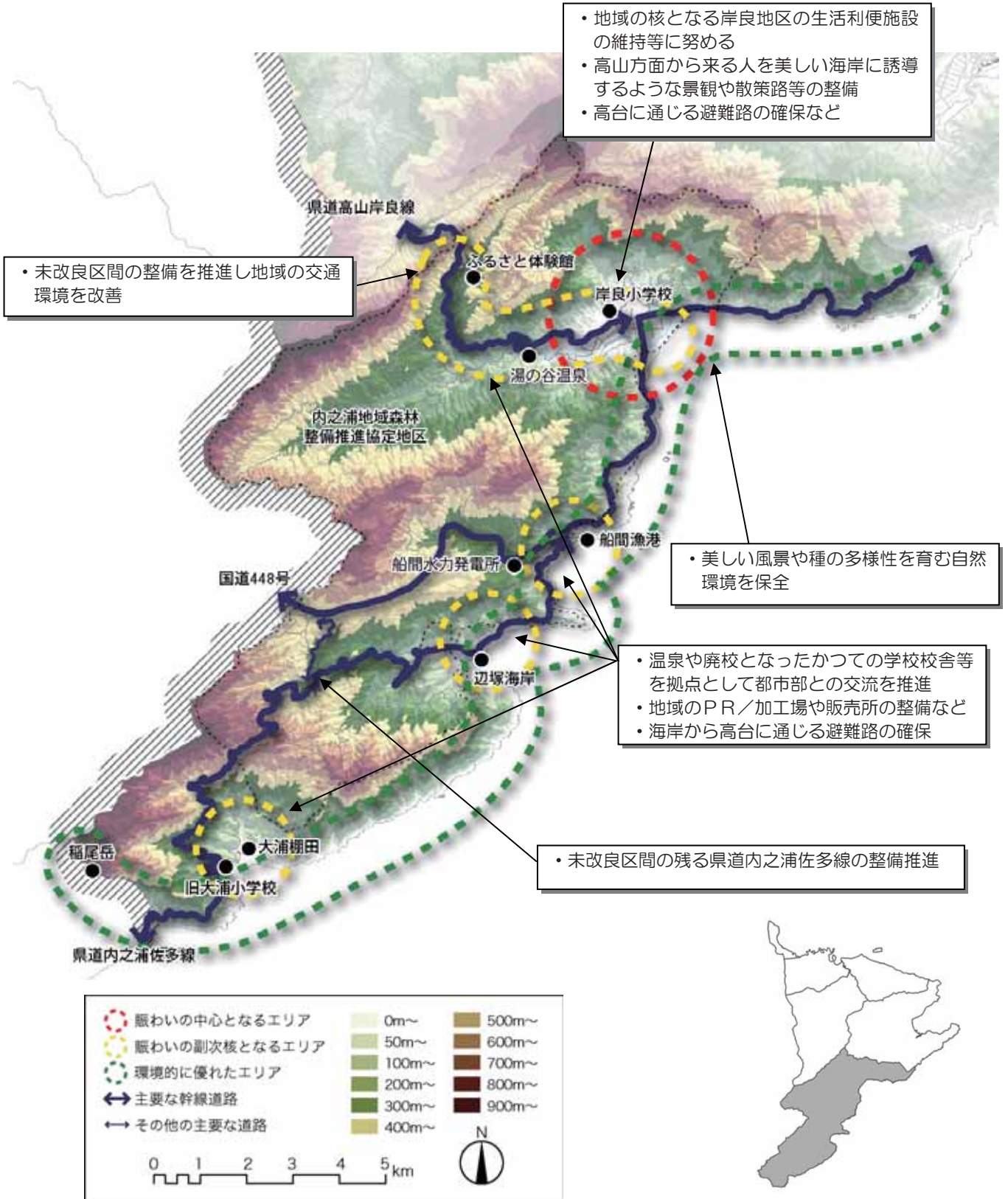
④「人が育ち育てるまち」づくりに向けて

- ◇ 集落内道路の補修等の環境整備や買い物等の日常の移動支援など高齢化の進むコミュニティを維持する自主的な取組の実施を推進します。
- ◇ 棚田の管理や海岸の清掃などの環境保全活動を核として、住民とボランティアの交流や地域のファンの育成を図るような交流プログラムの実施を支援します。

【岸良地域の構想図（地域内の特徴的なエリアと関連するまちづくりの方向性）】

＜地域全体に共通する内容＞

- ・簡易水道の統合による未給水区域の解消／船間水力発電所の整備 など
- ・林道整備や雇用の確保などを進めて手入れの行き届いた豊かな森林を維持・保全
- ・集落内の環境整備や日常の移動支援など高齢化の進むコミュニティを維持する自主的な取組を実施
- ・住民とボランティアの交流や地域のファンの育成を図るような交流プログラムを実施



10. 実現化の方策

人口減少社会においては、限られた資源を用いていかに効果的に施策を展開していくかが重要となります。そのためには、住民のアイデアや力を借りるような新しい計画づくり、ハード整備に限らないソフト施策も交えた柔軟な事業の展開、状況に応じた施策内容や優先順位の見直しなどの取組を進めていく必要があります。

(1) 推進体制

①分野をまたいだ庁内の連携

- ◇ 社会状況が複雑化した今日では都市計画も複合的な課題への対応を求められています。本計画は都市計画分野の施策の方向性を示すものですが、目指す都市像の実現にあたっては庁内関係部局との連携を強化し、必要な施策を分野横断的に展開していきます。

②国や県との連携

- ◇ 道路や公園の整備、河川の改修などは町民の生活を支える重要な事業ですが、町単独では実施できないものも存在します。客観的なデータ等に基づいてその必要性や効果を訴えながら、国や県と連携して、事業の早期実現を目指します。

(2) 計画の見直し

- ◇ 都市計画マスタープランに示された都市づくりの目標は、長期的な取り組みによって実現されるものであるため、本計画の目標年次は平成 45 年度となっています。それまでの間に、予期せぬ経済・社会情勢等の変化や本町の基本構想・基本計画等の改定が行われるような場合には、これらの内容を反映するために必要な見直しを行います。
- ◇ また、個別の施策の内容については、進捗状況やその効果等を評価し、計画通りに進んでいない場所はどこか、どこに問題があったのかを確認する作業を通じて、適宜内容の改善や計画の見直しにつなげる Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）を一連の流れとして実施します。

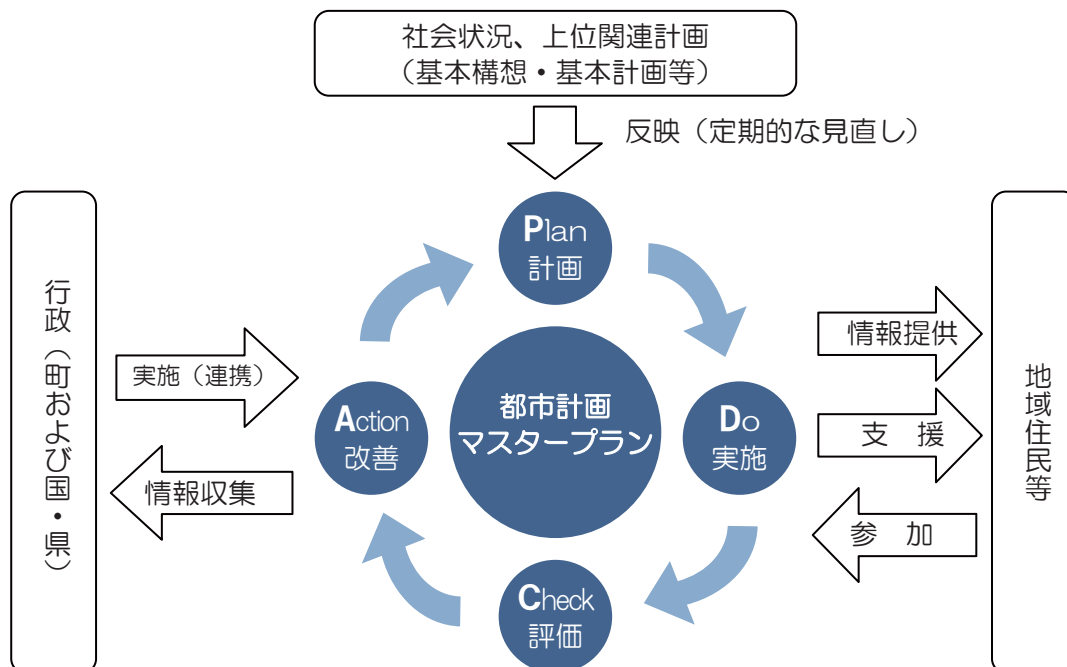
(3) 協働によるまちづくり

①適切な情報提供

- ✧ 施策の実施には地域住民等の理解・協力が不可欠です。従前からの行政情報の公開はもちろんのこと、パブリックコメントをはじめとした住民等に対する計画段階からの情報提供を積極的に進めていきます。
- ✧ 情報提供を行う際には、地域住民等が施策の必要性を正しく判断できるよう、施策の狙いや予想される効果・影響などを分かりやすく伝えるように配慮します。

②参加を促す仕組みづくり

- ✧ 地域の身近な課題はそこで生活する住民の方がより正確に状況を認識していることも多く、また今後は、施設の管理運営など地域住民等の力を必要とする場面が一層増えてくることが予想されます。そこで、計画、実施、評価、改善の各段階で地域住民等が参加する機会を設けるとともに、行政とこうした方々と協働で施策を進められるような仕組みづくりを検討します。
- ✧ 先進的な活動等を紹介するシンポジウムの開催やSNS（ソーシャルネットワークサービス）の有効活用など、都市計画分野の情報に触れる機会を増やして、住民の関心や意欲の喚起を図ります。
- ✧ 地域の中でまちづくりに関連する活動を始めようとする方々、実際に取り組んでいる団体を育成するため、まちづくり活動に対するアドバイスや地域の中でのネットワークづくりのお手伝い、活動費の補助、行政の計画づくり等に参加する機会の用意などの支援策を検討します。



参考 市街地の現況

ここでは、肝付町域の中でまとまった市街地を形成している肝付町役場周辺の平野部と内之浦総合支所周辺の平野部を以下の3地域に区分してその状況を確認する。

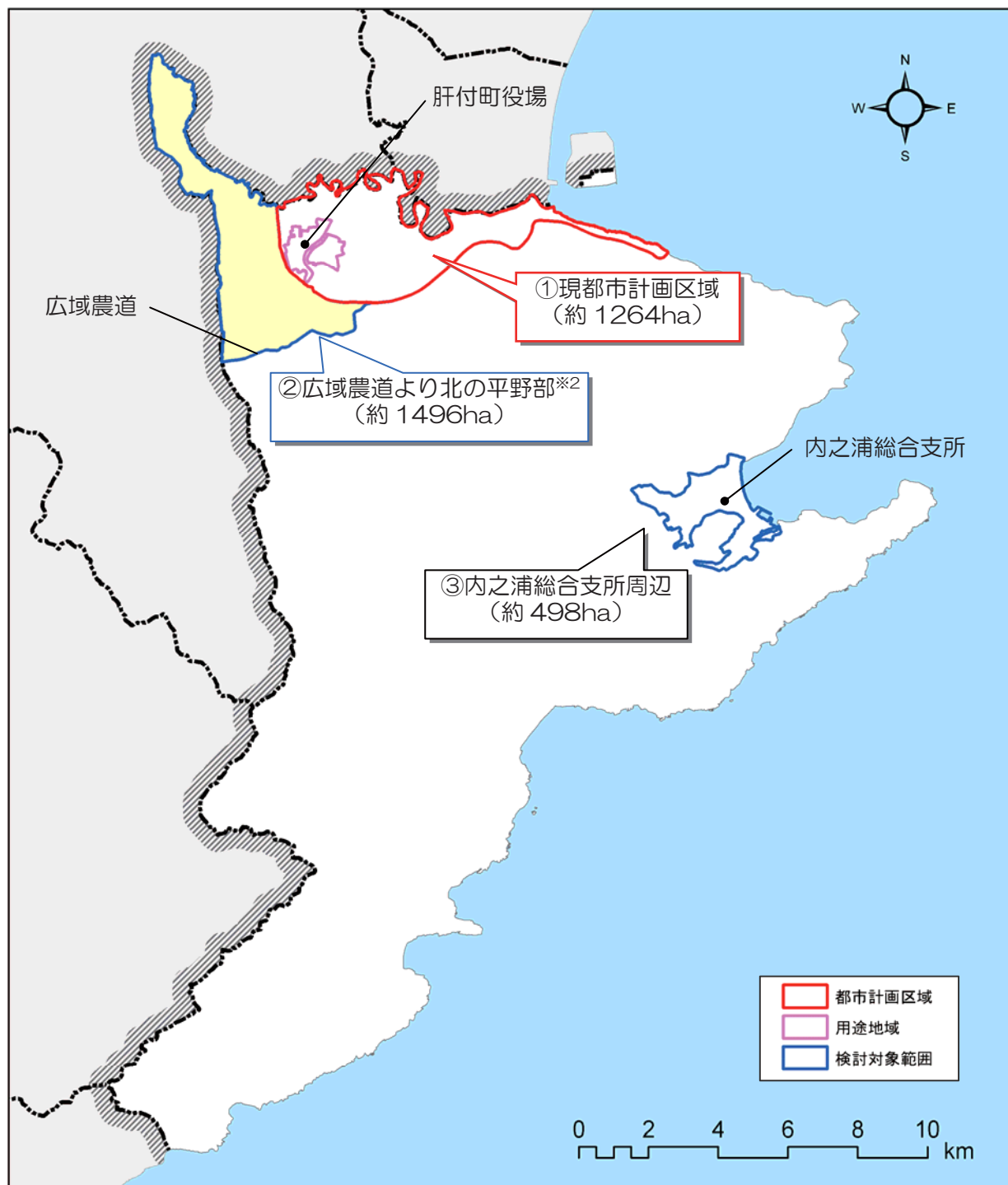


図. 市街地整備の状況を確認する範囲

※1 「都市計画区域」および「用途地域界」については、4-1項を参照のこと。

※2 広域農道の北側で、都市計画区域を除く範囲。富山、宮下の全域と後田、前田、新富の一部に該当。

参-1-1 土地利用

(1) 土地利用の現況

平野部（①、②）では、主要地方道鹿屋高山串良線、県道高山吾平線、県道後田富山線の沿道を中心に住宅や商業用地等の宅地が広がっており、後背地の畑や山林、肝属川の沿川の田に挟まれたコンパクトな市街地を形成している。最も大きな宅地の集積は町役場周辺の中心市街地で、学校等の大きな公共・公益用地が目立つ。国道220号と主要地方道鹿屋吾平佐多線の交差点付近には大規模な商業用地が存在している。

③内之浦総合支所周辺では、海岸線と並行する国道448号の沿道を中心に宅地のほとんどが集中しており、後背地は田が多くなっている。大規模な都市的土地利用は、公共・公益施設がほとんどである。

土地利用毎の構成比を見てみると、平野部の用途地域が指定されている範囲では都市的土地利用が80%超を占めており、住宅や商業施設、工業施設等の集積が誘導されていることが確認できる。用途地域指定区域を含む都市計画区域（①）と都市計画区域外（②広域農道より北側の平野部、③内之浦総合支所周辺）はともに都市的土地利用が20%台となっており、住宅用地を除くその他の用途の構成比に大きな違いは見られない。

表. 市街地周辺の土地利用別面積（平成23年都市計画基礎調査）

市街地区分	自然的土地利用							都市的土地利用								小計	合計	可住地	非可住地	(注2)
	農地		小計	山林	水面	その他の自然地	小計	宅地			(注1) 公共・公益用地	道路用地	交通施設用地	その他の公的施設用地	その他の空き地					
	田	畑						住宅用地	商業用地	工業用地										
【用途地域指定区域】 (上段:面積、下段:構成比)	6.6 ha	16.1 ha	22.7 ha	5.1 ha	0.6 ha	2.3 ha	30.7 ha	67.2 ha	10.0 ha	6.9 ha	84.1 ha	17.7 ha	22.9 ha	0.0 ha	0.0 ha	7.2 ha	131.9 ha	162.6 ha	119.1 ha	43.5 ha
	4.1 %	9.9 %	14.0 %	3.1 %	0.4 %	1.4 %	18.9 %	41.3 %	6.2 %	4.2 %	51.7 %	10.9 %	14.1 %	0.0 %	0.0 %	4.4 %	81.1 %	100.0 %	73.2 %	26.8 %
①都市計画区域 【都市計画区域】 (上段:面積、下段:構成比)	352.9 ha	193.2 ha	546.1 ha	211.8 ha	59.1 ha	102.6 ha	919.6 ha	166.0 ha	15.7 ha	14.7 ha	196.4 ha	35.6 ha	93.6 ha	0.8 ha	0.0 ha	18.0 ha	344.4 ha	1,264.0 ha	972.3 ha	291.7 ha
	27.9 %	15.3 %	43.2 %	16.8 %	4.7 %	8.1 %	72.8 %	13.1 %	1.2 %	1.2 %	15.5 %	2.8 %	7.4 %	0.1 %	0.0 %	1.4 %	27.2 %	100.0 %	76.9 %	23.1 %
②広域農道より北の平野部 +③内之浦総合支所周辺 【都市計画区域外】 (上段:面積、下段:構成比)	453.4 ha	601.3 ha	1,054.7 ha	334.2 ha	30.8 ha	111.5 ha	1,531.2 ha	180.0 ha	31.2 ha	26.5 ha	237.7 ha	30.4 ha	146.6 ha	6.2 ha	0.0 ha	41.9 ha	462.8 ha	1,994.0 ha	1,658.8 ha	335.2 ha
	22.7 %	30.2 %	52.9 %	16.8 %	1.5 %	5.6 %	76.8 %	9.0 %	1.6 %	1.3 %	11.9 %	1.5 %	7.4 %	0.3 %	0.0 %	2.1 %	23.2 %	100.0 %	83.2 %	16.8 %
合計 (上段:面積、下段:構成比)	806.3 ha	794.5 ha	1,600.8 ha	546.0 ha	89.9 ha	214.1 ha	2,450.8 ha	346.0 ha	46.9 ha	41.2 ha	434.1 ha	66.0 ha	240.2 ha	7.0 ha	0.0 ha	59.9 ha	807.2 ha	3,258.0 ha	2,631.1 ha	626.9 ha
	24.7 %	24.4 %	49.1 %	16.8 %	2.8 %	6.6 %	75.2 %	10.6 %	1.4 %	1.3 %	13.3 %	2.0 %	7.4 %	0.2 %	0.0 %	1.8 %	24.8 %	100.0 %	80.8 %	19.2 %

(数値は上段が面積、下段が構成比)

※1 「公共・公益用地」は土地利用現況図の「公共施設用地」と「公共空地」の合計。

※2 非可住地は以下のとおり。

- 一 水面、その他の自然地、商業用地の内敷地面積1ha以上の大規模施設用地、公共・公益用地、道路用地
- 一 交通施設用地、その他の公的施設用地
- 一 土地利用状況に関係なくすべての工業専用地域

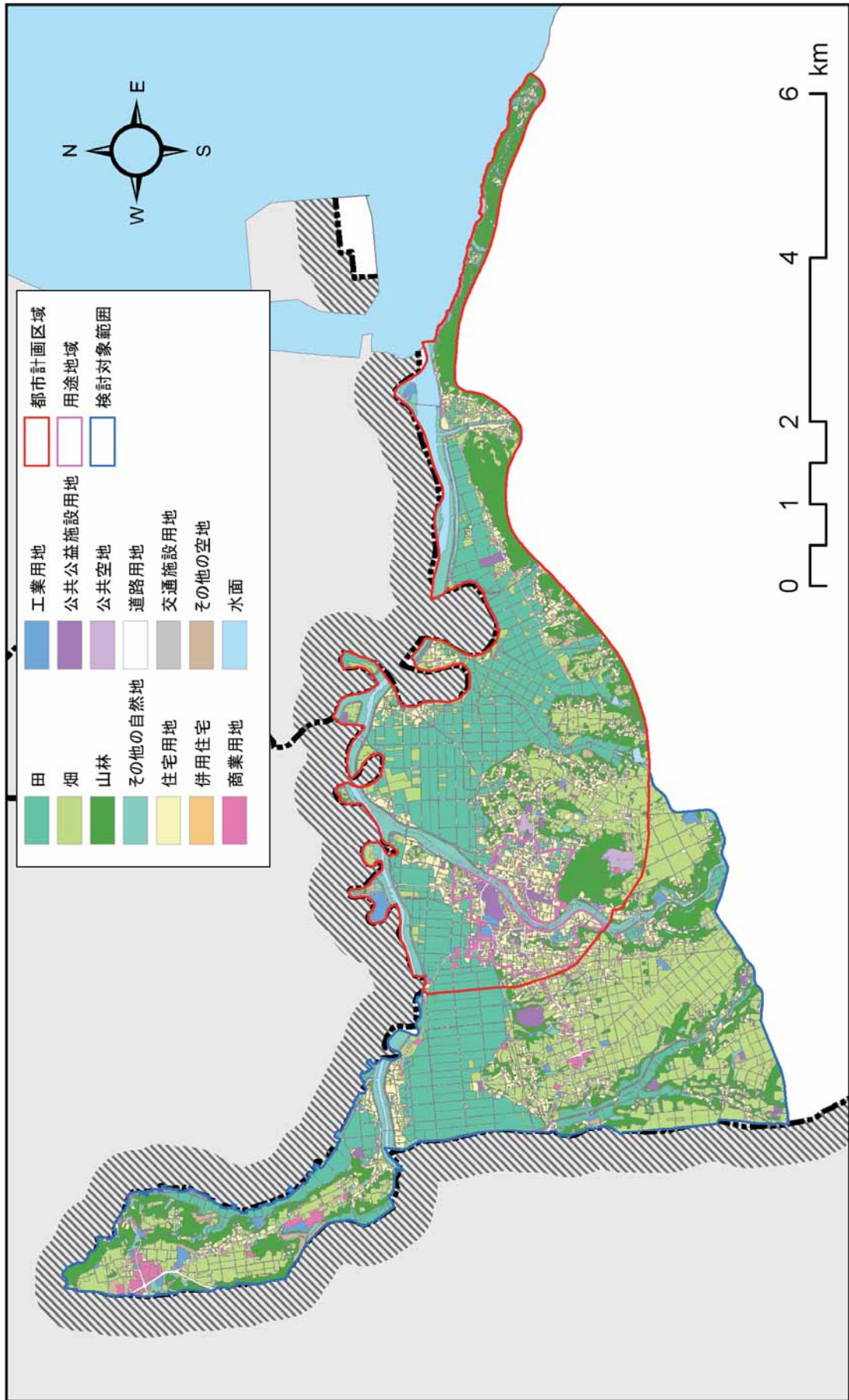


図. 平野部の土地利用（平成 23 年都市計画基礎調査）

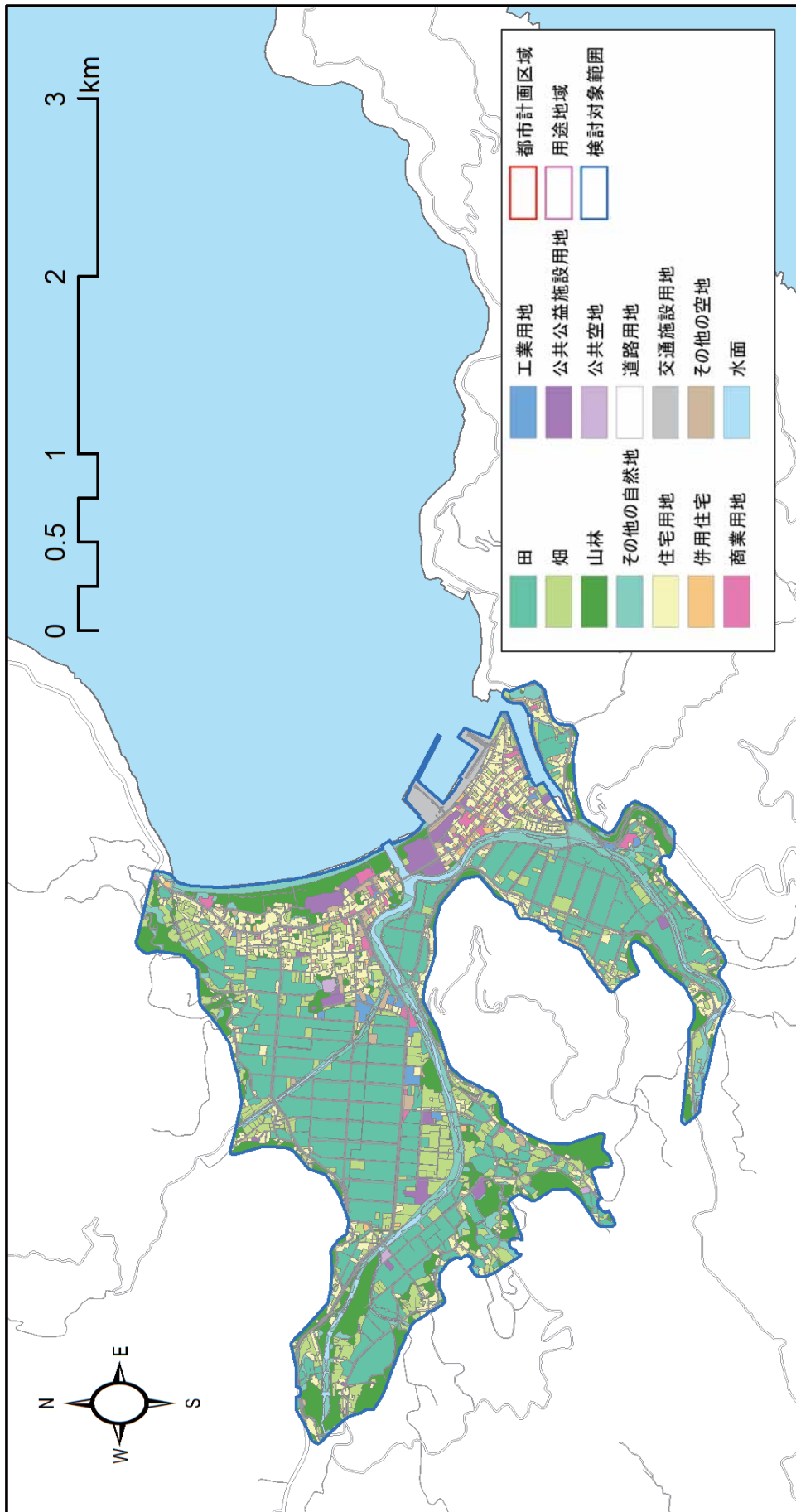


図. 内之浦総合支所周辺の土地利用（平成 23 年都市計画基礎調査）

(2) 土地利用にかかる規制等の状況

4-1項で触れる都市計画区域、用途地域指定区域に加えて、対象地域には開発等を行うにあたって許可が必要となる箇所、または開発等が規制をされている箇所が以下の通り指定されている。

農業関連では、用途地域が指定されている区域を除くほとんどの範囲が農業振興地域に指定されている。このうち農用地区域は前項で確認した田、畑の約8割にあたる13.13km²となっている。

また、用途地域が指定されている区域やその他の都市的土地利用が集中する箇所においても、地域森林計画対象民有林の指定がなされている。コスモピア内之浦の前に広がる防潮林は、保安林の指定も受けている。

表. 土地利用を規制する地域等の指定状況（平成23年都市計画基礎調査）

	農業振興地域	農振農用地 区域	地域森林計画 対象民有林
①都市計画区域 (上段:箇所数、下段:面積)	2件 14.85km ²	328件 5.31km ²	377件 2.93km ²
②広域農道より北の平野部 (上段:箇所数、下段:面積)	1件 14.96km ²	314件 5.62km ²	307件 2.70km ²
③内之浦総合支所周辺 (上段:箇所数、下段:面積)	1件 4.98km ²	132件 2.19km ²	209件 0.69km ²
合計 (上段:箇所数、下段:面積)	3件 34.79km ²	766件 13.13km ²	889件 6.33km ²

それぞれ重複して指定されている箇所あり

※1 「農用地区域」とは、都道府県が定める「農業振興地域」の中で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていかこうとする優良農地について市町村が指定するもの。「農振農用地」区域では、農業以外の目的で利用することが制限される。

※2 「地域森林計画対象民有林」とは、都道府県が定める地域森林計画の対象となる区域に存在する民有林で、一定の面積を超える土石又は樹根の採掘、開墾など土地の形質を変更する開発行為が制限される。

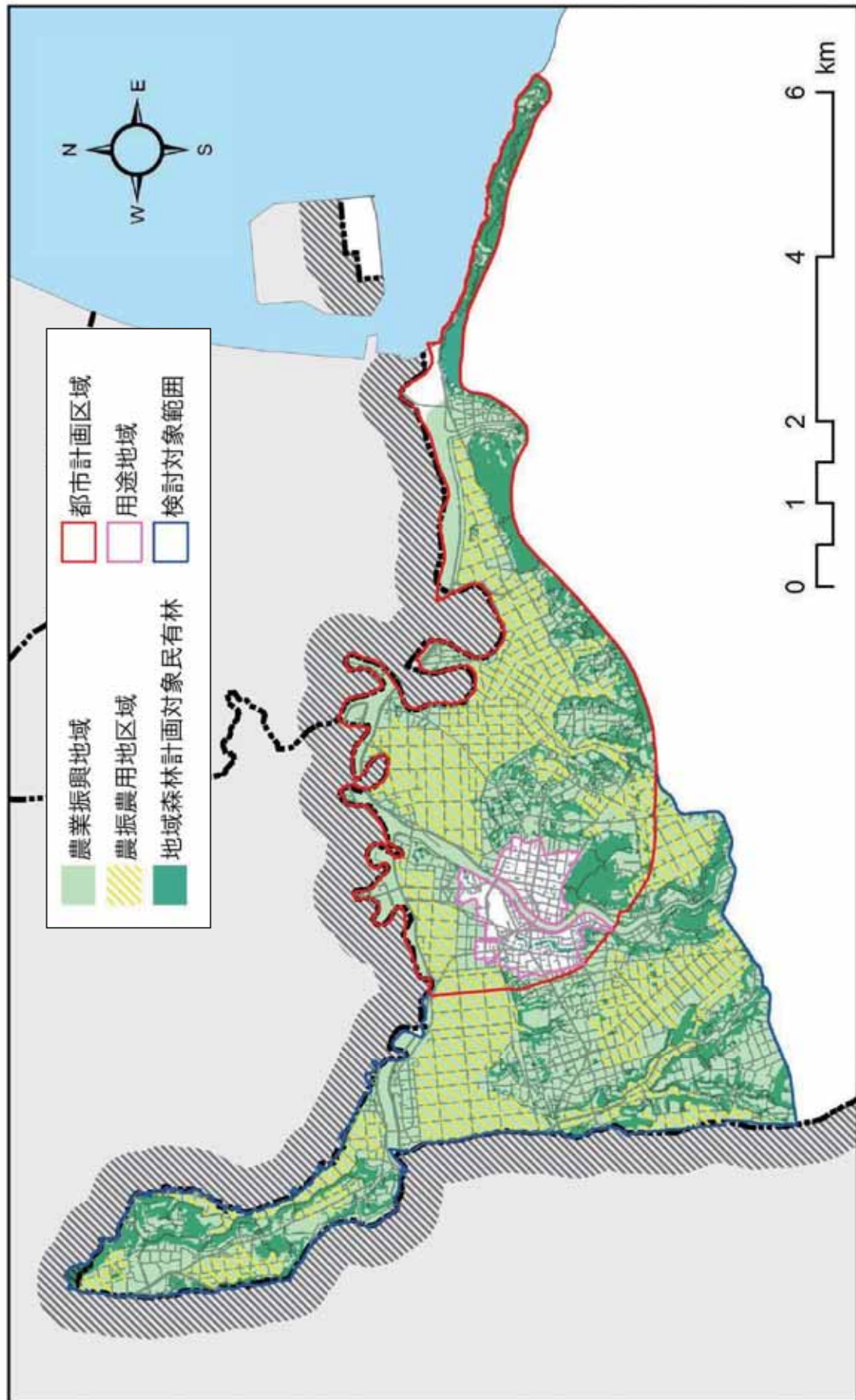


図. 平野部の土地利用制限（平成 23 年都市計画基礎調査）

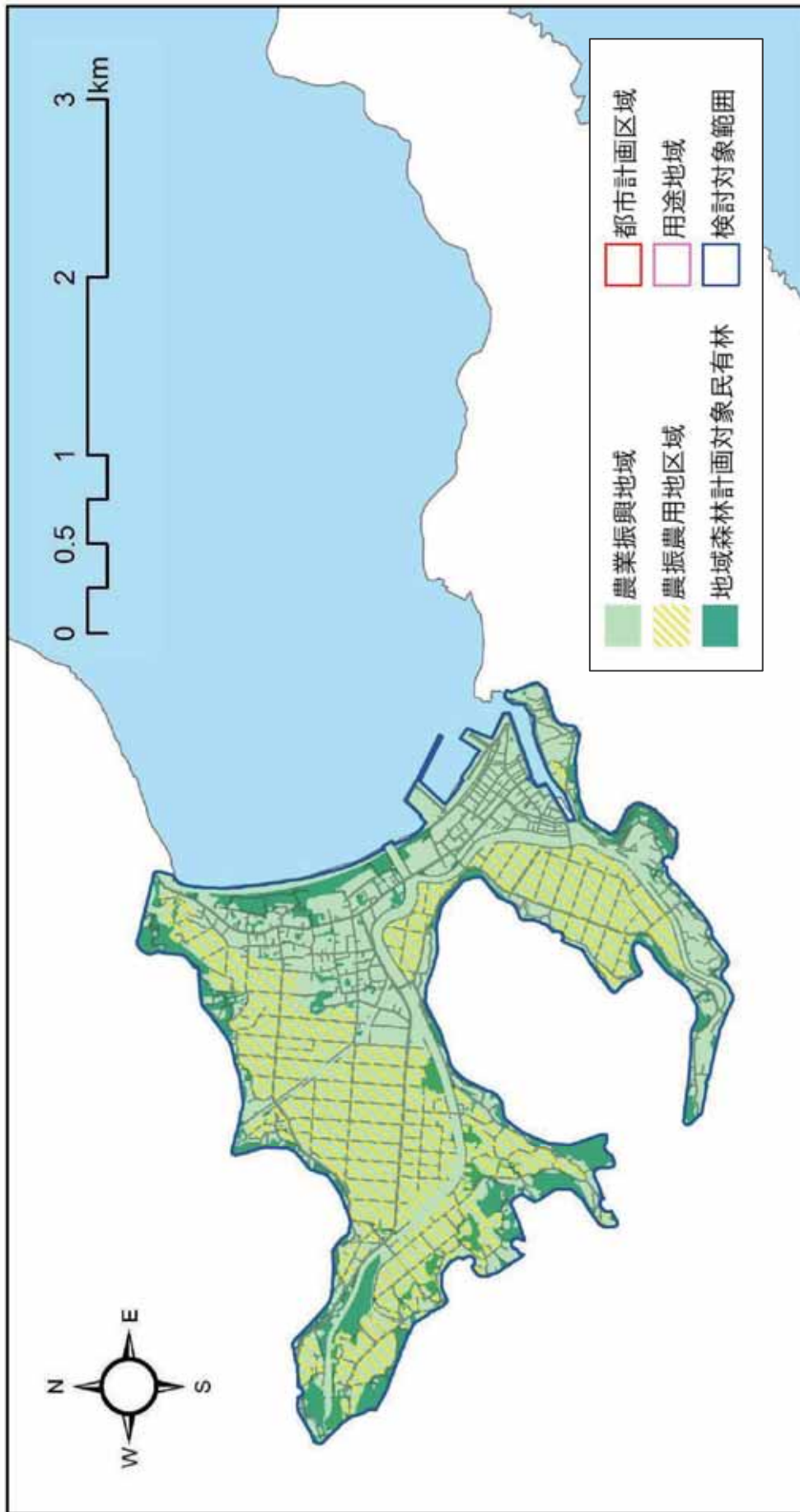


図. 内之浦総合支所周辺の土地利用規制（平成 23 年都市計画基礎調査）

(3) 土地利用の変化

平成14年から平成18年までの5年間に対象地域内で114件、15.66ha（1件平均0.14ha）の農地転用が行われている。

地域別には②広域農道より北の平野部が件数（64件）、面積（10.25ha）ともに最も多くなっている。特に面積は全体の2/3を占めている。次いで件数が多いのは①都市計画区域の48件で、合計4.85haとなっている。③内之浦総合支所周辺はわずか2件であるが、0.43haという大規模なものが1件見られる。

地図上で農地転用が行われた土地の分布を見てみると、規模が大きく目立つものは、国道220号、県道後田富山線（②広域農道より北の平野部）、県道神之川内之浦線（③内之浦総合支所周辺）といった幹線道路の沿道に多く集まっている。

一方、宅地内において市街地整備を目的とした面的開発は近年ほとんど実施されていない。過去に実績があるのはそのほとんどが開発許可等による民間開発で、昭和61～平成2年の5年間、平成5～10年の5年間にまとまって見られる。

表. 農地転用の実績（平成19年都市計画基礎調査）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	合計
①都市計画区域 (上段:件数、下段:面積)	11件 1.58ha	8件 0.49ha	10件 1.18ha	12件 1.14ha	7件 0.45ha	48件 4.85ha
②広域農道より北の平野部 (上段:件数、下段:面積)	12件 1.64ha	13件 3.89ha	16件 1.95ha	8件 0.67ha	15件 2.09ha	64件 10.25ha
③内之浦総合支所周辺 (上段:件数、下段:面積)	0件 0.00ha	0件 0.00ha	0件 0.00ha	1件 0.43ha	1件 0.14ha	2件 0.57ha
合計 (上段:件数、下段:面積)	23件 3.22ha	21件 4.38ha	26件 3.13ha	21件 2.25ha	23件 2.68ha	114件 15.66ha

表. 面整備の実績（平成23年都市計画基礎調査）

完了年度	市街地開発等	公的宅地開発	開発許可等	合計
昭和53年以前	0.00ha	0.00ha	1.68ha	1.68ha
昭和54～55年	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
昭和56～60年	0.00ha	0.00ha	0.16ha	0.16ha
昭和61～平成2年	0.00ha	0.78ha	4.60ha	5.38ha
平成3～4年	0.00ha	0.00ha	0.35ha	0.35ha
平成5～10年	0.00ha	0.00ha	4.17ha	4.17ha
平成11～15年	0.00ha	0.00ha	0.88ha	0.88ha
平成16年～22年	0.00ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
合計	0.00ha	0.78ha	11.84ha	12.62ha

※ 「農地転用」とは、前項で確認した「農振農用地」において、やむを得ず農業以外の目的で利用したい場合に、「農振農用地」からの除外（農用地利用計画の変更）を行った上で、農地からの転用の許可を受けること。

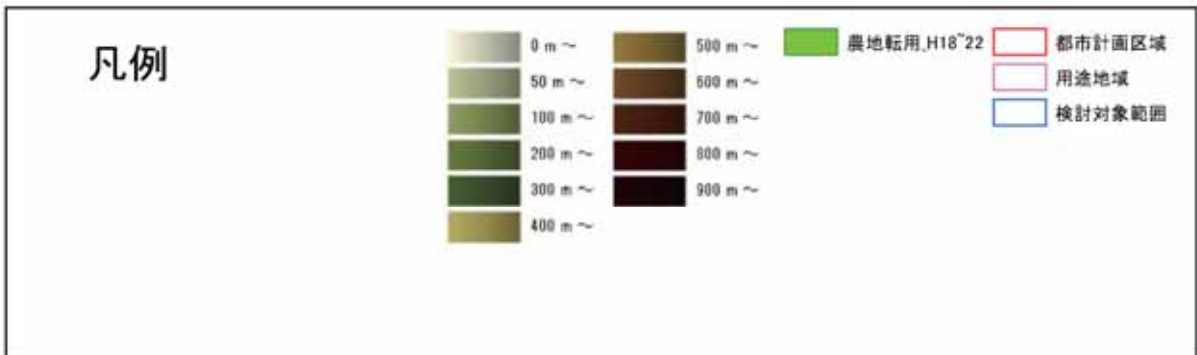
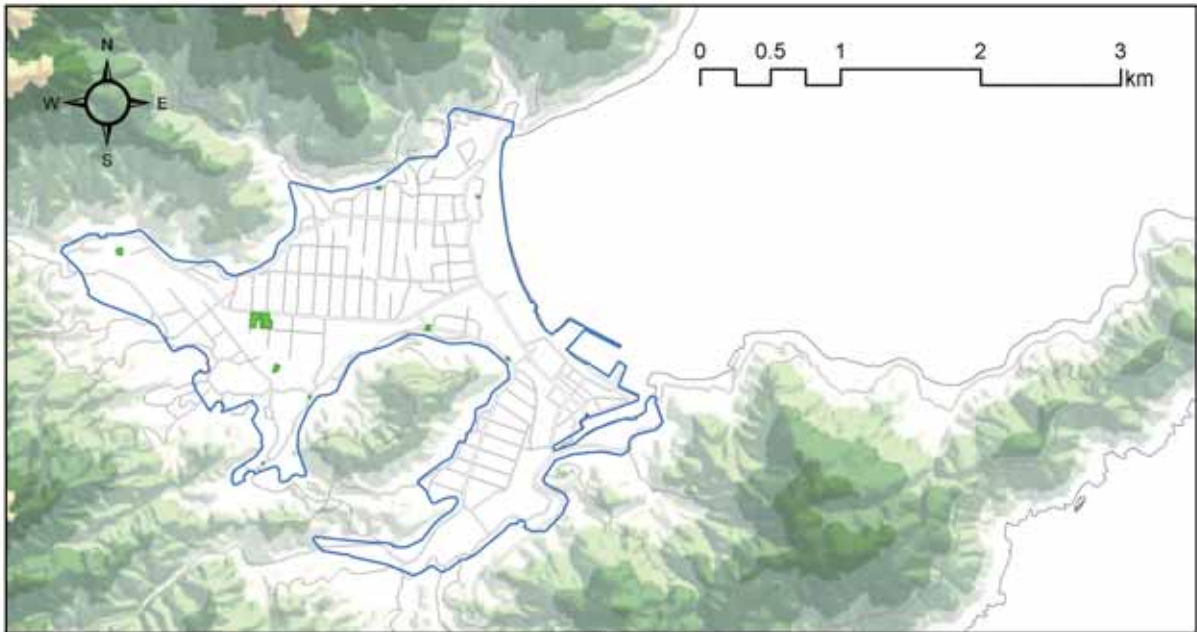
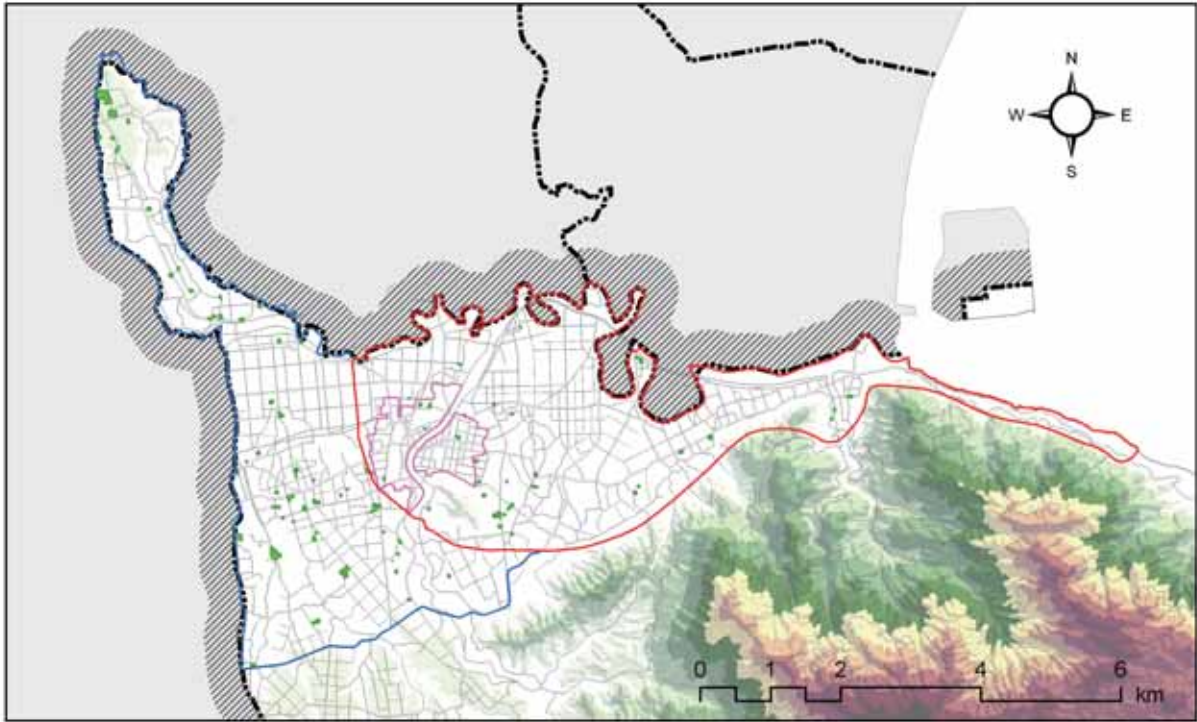


図. 農地転用（平成 23 年都市計画基礎調査）

参-1-2 建築物

(1) 建築物の用途・容積

住宅の延べ床面積の比率が80%を越えるような住宅に特化した地区が半数にあたる41地区、残りの地区は住宅と店舗等の商業・業務系の建築物が混合した地区、住宅と工業系建築物が混合した地区などとなっている。住宅以外の建築物の比率が高い地区は延べ床面積のあまり大きくない地区に多いが、中心的な市街地である中町地区や県道後田富山線沿道の富山(2)地区では、それぞれ重度の住商が混合、住工が混合している様子が確認できる。

表. 地区別の用途別床面積（平成23年都市計画基礎調査）-1

地区番号	地区名	住 宅		専用店舗・事務所		専用工場・倉庫		そ の 他		合 計	
		延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)
1	福留	6,110	32.1	2326	12.2	7366	38.7	3234	17	19,036	100
2	三反	13,355	50.9	2477	9.4	327	1.2	10075	38.4	26,234	100
3	新生町(1)	325	78.7	0	0	0	0	88	21.3	413	100
4	新生町(2)	7,898	82.1	733	7.6	83	0.9	908	9.4	9,622	100
5	西之宮	1,780	52.9	162	4.8	180	5.3	1243	36.9	3,365	100
6	福留町	8,521	43.2	3662	18.5	5359	27.1	2201	11.1	19,743	100
7	坂中	5,511	86.9	344	5.4	208	3.3	277	4.4	6,340	100
8	上之原	13,854	87.4	499	3.1	529	3.3	962	6.1	15,844	100
9	上野馬場3区	8,394	89.7	321	3.4	253	2.7	389	4.2	9,357	100
10	上野馬場2区	9,034	92	55	0.6	291	3	439	4.5	9,819	100
11	栄町	3,219	67.2	868	18.1	49	1	652	13.6	4,788	100
12	下西方	8,386	74.4	239	2.1	1454	12.9	1185	10.5	11,264	100
13	上西方	9,385	93.4	88	0.9	32	0.3	543	5.4	10,048	100
14	新町	6,173	67.9	2641	29	0	0	279	3.1	9,093	100
15	中町	5,874	48.4	5054	41.7	0	0	1198	9.9	12,126	100
16	博労町	7,200	82.6	874	10	0	0	641	7.4	8,715	100
17	本町	18,225	76.8	1273	5.4	1101	4.6	3143	13.2	23,742	100
18	寺町	4,016	67.5	660	11.1	0	0	1274	21.4	5,950	100
19	西麓	13,015	81.7	1619	10.2	92	0.6	1195	7.5	15,921	100
20	中麓	8,859	77	1208	10.5	40	0.3	1402	12.2	11,509	100
21	五社馬場	15,194	83.8	672	3.7	313	1.7	1944	10.7	18,123	100
用途地域指定区域 (1-21) 小計		174,328	69.4	25,775	10.3	17,677	7.0	33,272	13.3	251,052	100.0
22	下住下(1)	0	0	118	7.3	895	55.5	600	37.2	1,613	100
23	下住下(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
24	下之門(1)	0	0	261	87.6	0	0	37	12.4	298	100
25	下之門(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
26	前田(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
27	下住下(3)	254	100	0	0	0	0	0	0	254	100
28	前田(2)	247	39.8	0	0	0	0	373	60.2	620	100
29	菅原	18,297	94.3	10	0.1	0	0	1099	5.7	19,406	100
30	下住上	6,709	82.2	365	4.5	0	0	1089	13.3	8,163	100
31	前田(3)	5,113	37.6	2173	16	2549	18.7	3764	27.7	13,599	100
32	上之原	6,067	83.6	304	4.2	680	9.4	210	2.9	7,261	100
33	上野馬場1区	2,667	77.6	383	11.1	109	3.2	278	8.1	3,437	100
34	旭が丘	3,437	91.8	66	1.8	0	0	241	6.4	3,744	100
35	新富(1)	200	11.8	1011	59.5	487	28.7	0	0	1,698	100
36	池之園(1)	1,164	99.7	0	0	0	0	3	0.3	1,167	100
37	池之園(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
38	池之園(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
39	池之園(4)	21,412	90.1	237	1	609	2.6	1515	6.4	23,773	100
40	下之門(3)	11,978	93.3	71	0.6	251	2	537	4.2	12,837	100

表. 地区別の用途別床面積（平成23年都市計画基礎調査）-2

地区番号	地区名	住 宅		専用店舗・事務所		専用工場・倉庫		そ の 他		合 計	
		延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)
41	池之園(5)	684	65.6	293	28.1	0	0	66	6.3	1,043	100
42	西横間	6,309	87.1	194	2.7	143	2	598	8.3	7,244	100
43	東横間	30,544	89.8	836	2.5	19	0.1	2632	7.7	34,031	100
44	稲荷迫	8,796	89	0	0	161	1.6	928	9.4	9,885	100
45	八幡馬場	16,596	70.8	807	3.4	4953	21.1	1099	4.7	23,455	100
46	西八幡馬場	6,035	54.9	2132	19.4	1013	9.2	1815	16.5	10,995	100
47	神之市	5,267	84.2	65	1	318	5.1	603	9.6	6,253	100
48	東迫(1)	5,768	80.2	222	3.1	0	0	1203	16.7	7,193	100
49	東迫(2)	19,771	83.7	472	2	329	1.4	3051	12.9	23,623	100
50	塚崎	20,493	93.7	76	0.3	120	0.5	1187	5.4	21,876	100
51	東丸岡	204	36.2	0	0	0	0	360	63.8	564	100
52	津曲(1)	14,743	88.2	15	0.1	126	0.8	1822	10.9	16,706	100
53	津曲(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
54	東大園	6,181	86.8	191	2.7	36	0.5	717	10.1	7,125	100
55	上原	7,215	93.9	43	0.6	0	0	428	5.6	7,686	100
56	西大園	14,348	96.7	0	0	143	1	346	2.3	14,837	100
57	平後園(1)	9,112	94.5	238	2.5	0	0	293	3	9,643	100
58	平後園(2)	6,420	85.8	218	2.9	0	0	845	11.3	7,483	100
59	平後園(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
60	波見下(1)	34,719	90.1	2024	5.3	93	0.2	1677	4.4	38,513	100
61	波見下(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
62	波見下(3)	141	23.9	450	76.1	0	0	0	0	591	100
63	浦町	9,098	71.1	1924	15	0	0	1775	13.9	12,797	100
用途地域指定外区域 (22-63)小計		299,989	83.5	15,199	4.2	13,034	3.6	31,191	8.7	359,413	100.0
①都市計画区域 (1-63)合計		474,317	77.7	40974	6.7	30711	5.0	64463	10.6	610,465	100.0
64	富山(1)	27,803	44.4	19469	31.1	9483	15.2	5838	9.3	62,593	100
65	富山(2)	7,122	41.1	1107	6.4	8410	48.5	690	4	17,329	100
66	宮下	43,788	83.9	1913	3.7	610	1.2	5882	11.3	52,193	100
67	前田(4)	109	100	0	0	0	0	0	0	109	100
68	前田(5)	42,235	88	2264	4.7	344	0.7	3161	6.6	48,004	100
69	前田(6)	22,072	48.9	469	1	1873	4.1	20729	45.9	45,143	100
70	前田(7)	21,125	82.9	1008	4	277	1.1	3071	12.1	25,481	100
71	新富(2)	16,461	73.2	0	0	4063	18.1	1973	8.8	22,497	100
72	後田(1)	61,978	76.5	7594	9.4	2209	2.7	9286	11.5	81,067	100
73	後田(2)	15,255	61.2	99	0.4	144	0.6	9422	37.8	24,920	100
74	後田(3)	15,615	76.8	1469	7.2	1077	5.3	2170	10.7	20,331	100
②広域農道より北の平野部 (64-74)合計		273,563	68.4	35,392	8.9	28,490	7.1	62,222	15.6	399,667	100.0
75	北方(1)	41,594	82.2	1529	3	5538	10.9	1917	3.8	50,578	100
76	北方(2)	7,086	90.5	41	0.5	436	5.6	264	3.4	7,827	100
77	北方(3)	11,497	77	768	5.1	2047	13.7	614	4.1	14,926	100
78	北方(4)	6,564	96.4	0	0	233	3.4	15	0.2	6,812	100
79	南方(1)	56,559	75.8	10389	13.9	5718	7.7	1940	2.6	74,606	100
80	南方(2)	8,930	88.2	107	1.1	526	5.2	567	5.6	10,130	100
81	南方(3)	14,438	95.4	0	0	268	1.8	433	2.9	15,139	100
82	南方(4)	13,647	86.5	41	0.3	1246	7.9	837	5.3	15,771	100
③内之浦総合支所周辺 (75-82)合計		160,315	81.9	12,875	6.6	16,012	8.2	6,587	3.4	195,789	100.0
都市計画区域外 (64-82)合計		433,878	72.9	48,267	8.1	44,502	7.5	68,809	11.6	595,456	100.0
調査対象区域合計		908,195	75.3	89241	7.4	75213	6.2	133272	11.1	1,205,921	100.0

約半数にあたる37地区が容積率20%から30%の間に分布している。

平野部（①、②）では、容積率の高い地区が各所に分散しており、容積率の高い地区と低い地区が隣り合う箇所も存在する。容積率40%以上の地区は、県道高山吾平線の南側と県道後田富山線の沿道に存在する。

内之浦総合支所周辺（③）では、容積率40%以上の地区はなく、35%以上の比較的大きな地区が漁港に面した地域の南側に分布している。

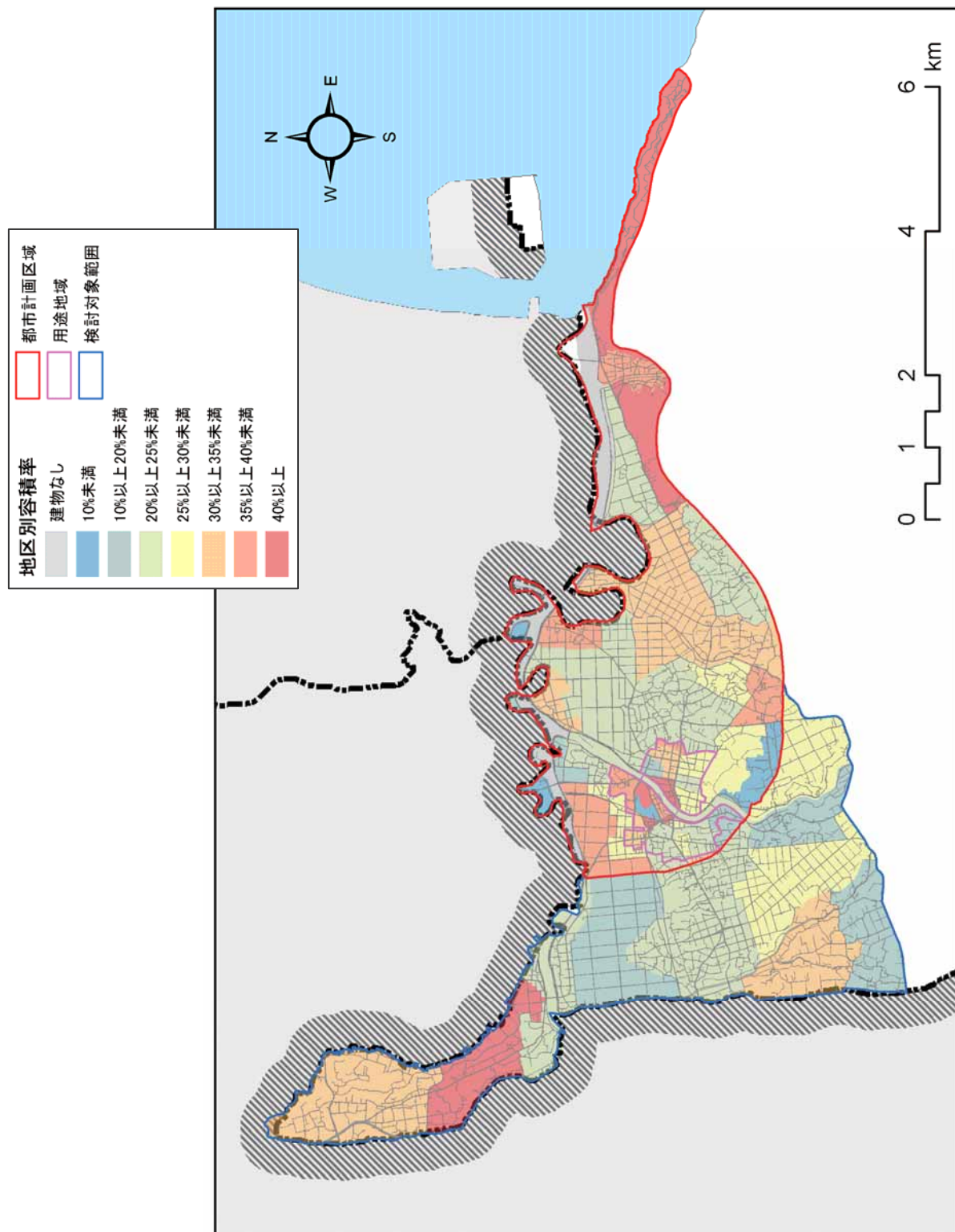


図. 平野部の容積率の分布（平成 23 年都市計画基礎調査）

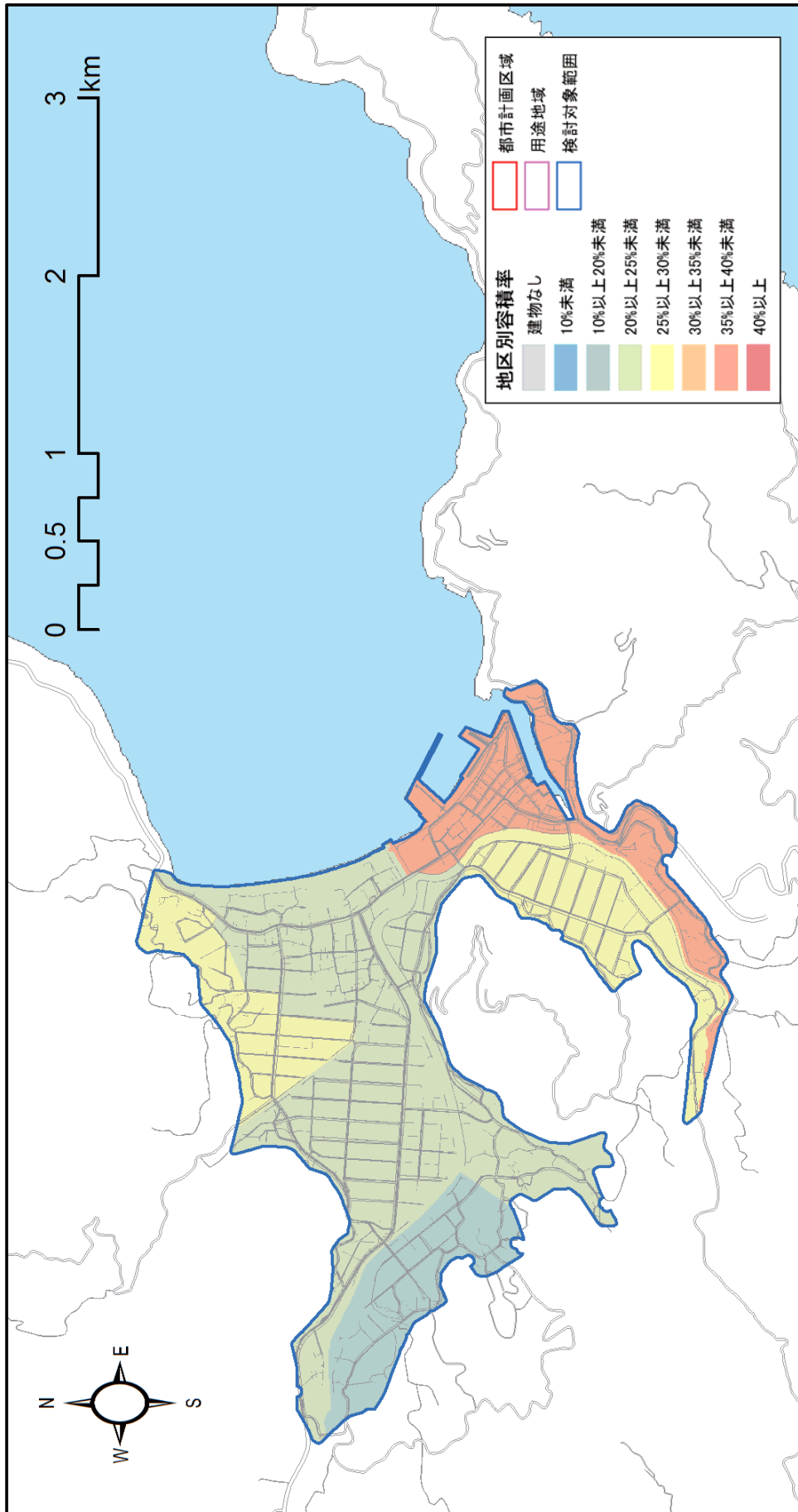


図. 内之浦総合支所周辺の容積率の分布 (平成 23 年都市計画基礎調査)

(2) 建築動向

平成14年度から平成18年度までの5年間に対象地域内で259件の新築が行われている。年度ごとに件数のばらつきはあるものの、各地域とも住居系建築物が最も多くなっている。

地域別には①広域農道より北の平野部が125件と最も多く、次いで①都市計画区域が124件となっている。この2地域を比較すると、住居系建築物、工業系建築物、その他建築物は概ね同じような傾向を示しているが、商業系建築物は②広域農道より北の平野部が①都市計画区域の2倍(14件)と多くなっている。③内之浦総合支所周辺は20件で、その他建築物(6件)の比率がやや高くなっている。

地図上の分布から用途別の立地傾向を見てみると、商業系建築物が国道220号や県道後田富山線、県道高山吾平線といった主要な幹線道路の沿道に多く見られる一方、住居系建築物やその他建築物は概ねその内側の各集落に分布している。

表. ①都市計画区域の建築動向(平成23年都市計画基礎調査)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
住居系	20件	11件	15件	21件	26件	93件
商業系	5件	0件	2件	0件	0件	7件
工業系	1件	1件	1件	0件	2件	5件
その他	4件	9件	0件	4件	2件	19件
合計	30件	21件	18件	25件	30件	124件

表. ②広域農道より北の平野部の建築動向(平成23年都市計画基礎調査)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
住居系	17件	19件	12件	27件	13件	88件
商業系	5件	4件	3件	2件	0件	14件
工業系	2件	2件	0件	0件	0件	4件
その他	4件	6件	3件	3件	3件	19件
合計	28件	31件	18件	32件	16件	125件

表. ③内之浦総合支所周辺の建築動向(平成23年都市計画基礎調査)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
住居系	4件	1件	1件	4件	1件	11件
商業系	0件	0件	1件	0件	0件	1件
工業系	0件	1件	0件	1件	0件	2件
その他	2件	1件	2件	0件	1件	6件
合計	6件	3件	4件	5件	2件	20件

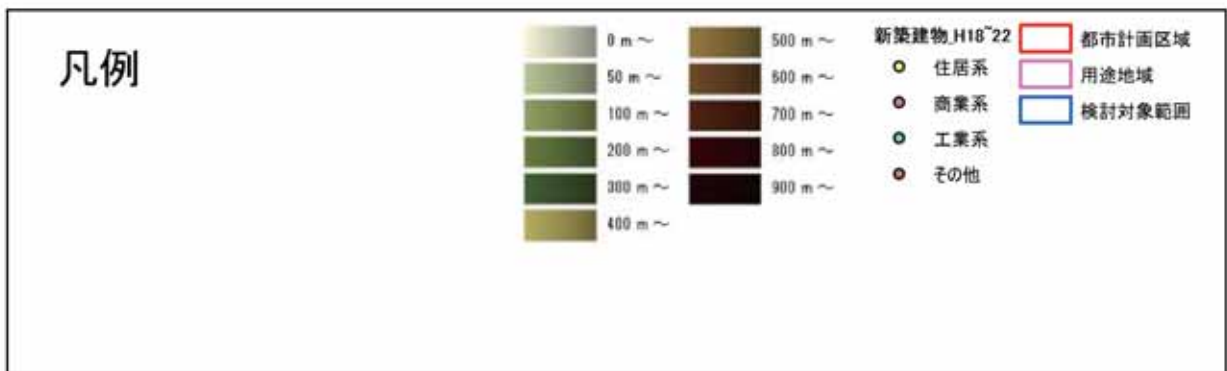
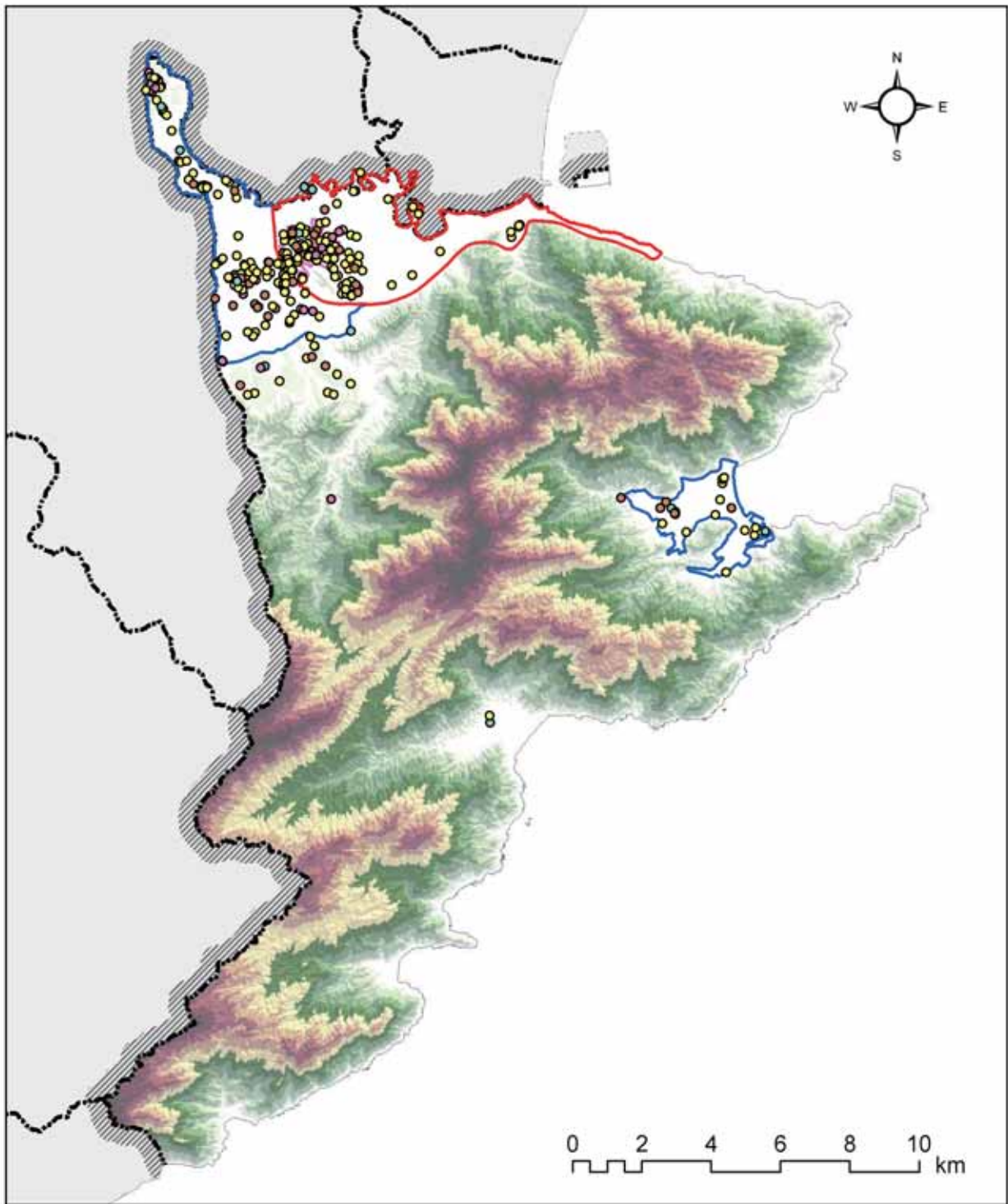


図. 新築建物の分布（平成 23 年都市計画基礎調査）

肝付町都市計画マスタープラン

平成25年8月策定

肝付町役場 建設課

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 98 番地

TEL 0994-65-2511

FAX 0994-65-2516